

第百六十六回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

平成十九年二月二十二日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 佐藤 勉君

理事 岡本 芳郎君 理事 鈴木 淳司君

理事 谷 公一君 理事 葉梨 康弘君

理事 林 幹雄君 理事 武正 公一君

理事 寺田 学君 理事 谷口 隆義君

あかま二郎君 井澤 京子君

伊藤 忠彦君 石田 真敏君

今井 宏君 上野賢一郎君

岡部 英明君 鍵田忠兵衛君

川崎 二郎君 木挽 司君

実川 幸夫君 関 芳弘君

田中 良生君 土屋 正忠君

土井 亨君 萩生田光一君

萩原 誠司君 橋本 岳君

福田 良彦君 渡部 篤君

安住 淳君 逢坂 誠二君

後藤 斎君 田嶋 要君

西村智奈美君 福田 昭夫君

森本 哲生君 江田 康幸君

谷口 和史君 吉井 英勝君

重野 安正君 亀井 久興君

総務大臣 菅 義偉君

総務大臣政務官 谷口 和史君

総務大臣政務官 土屋 正忠君

政府参考人 久保 信保君

(総務省大臣官房総括審議官)

政府参考人 久元 喜造君

(総務省自治行政局選挙部長)

政府参考人 岡本 保君

(総務省自治財政局長)

総務委員会議録第四号

第一類第一号 平成十九年二月二十二日

政府参考人 (総務省自治財政局長)

河野 栄君

政府参考人 (総務省情報通信政策局長)

鈴木 康雄君

政府参考人 (総務省統計局長)

川崎 茂君

政府参考人 (総務省政策統括官)

寺崎 明君

総務委員会専門員

太田 和宏君

委員の異動

二月二十二日

辞任

実川 幸夫君

萩原 誠司君

同日

辞任

伊藤 忠彦君

上野賢一郎君

補欠選任

伊藤 忠彦君

上野賢一郎君

補欠選任

実川 幸夫君

萩原 誠司君

二月二十二日

自治体病院事業への助成拡大に関する陳情書

(宮崎市橋通西一の二の一長友隆二外三名)(第二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

地方自治及び地方税財政に関する件(平成十九年度地方財政計画)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通

信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官久保信保君、自治行政局選挙部長久元喜造君、自治財政局長岡本保君、自治税務局長河野栄君、情報通信政策局長鈴木康雄君、統計局長川崎茂君及び政策統括官寺崎明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 おはようございます。民主党の武正でございます。

それでは、大臣所信に対する質疑を行わせていただきます。

格差は正国会とどうなっておりますか。今国会、格差についての認識、総務大臣に伺いたいわけでございますが、とりわけ総務省、地方自治体の行政についての担当でございますので、いわゆる地域間の格差というもののについて、大臣はどのように認識をされているのかを伺いたいというふうに思っております。

地域間の格差を示すような指標というのは数多くあるかと思いますが、私、一つ注目するのは、厚労省のいわゆる有効求人倍率。この推移を見てみますと、ちょうど五年間、例えば十三年の十二月期、そして十八年の十二月期で比較しますと、青森県あるいは沖縄県、これが、五年前はそれぞれ〇・二六、〇・二五、全国平均〇・五一、トップは五年前は山梨でありまして、〇・七八。今、五年たつてのトップは、御案内のように愛知県でございますが、当時愛知県は〇・六八ということですが、その間の格差というのが、三倍、一対三というんですか、青森あるいは沖縄とトップの山梨は三倍の開きということになりました。

それが五年たつて、青森は〇・二六が〇・四六へ、沖縄は〇・二五が〇・四二へということですが、二倍まではいきませんが、一・五倍強、それぞれ有効求人倍率は回復をしておりますが、依然〇・五を切るという厳しい状況でございます。御案内のように、愛知県は一・九一という有効求人倍率でございます。愛知県は、その差が五倍近い、青森、沖縄と愛知県の違い。

こういったところも、地域間の格差を示す指標ではないかというふうに考えておるんですけれども、総務大臣、いわゆる地域間の格差が特にこの五年間拡大をしているという認識、この有効求人倍率一つとってもですね、これについて御見解を伺いたいと思います。

○菅国務大臣 今、武正委員から指摘されました。確かに、五年前と今の有効求人倍率で格差は生じています。しかし、今も指摘の中にもありますように、改善はされているわけですね、全国的に。今示していただきました青森とか沖縄とか、そういうところも倍近くなつてきている。そして、当時〇・八だった愛知県が一・九ですか。そういう形の中で、地域ごとの状況にばらつきはあるものの、全体としては景気そのものはよく

なってきた、このことは、委員の指摘から見ても、私は言えるのかなというふうに思います。そうした中で、産業構造とか人口動向の違いなど、景気回復、今言われましたように、地域によって非常に差が出てきているということも事実でありますし、もつとと言うと、例えば三重県でも北と南は違うとか、同じ県内でも、企業が進出したところとそうでないところが差が出てきている、そういうことも実はあるわけでありまして。

今、有効求人倍率の話がありましたけれども、景気の谷ごろと比べておおむね全国的には改善しているけれども、今言われたように回復状況にばらつきがある、そういうような認識であります。

○武正委員 総務大臣として、地域間の格差拡大については認めておられるということだと思います。

また、こうした地域間あるいは個人間、企業間の格差、その原因というのは、私は、どうしてもグローバルスタンダード、あるいは世界的な競争にそれぞれ企業として対応しなきゃいけない、そういうのがあったにせよ、ある面、労働法制等、あるいは経済関連の法制的な行き過ぎた規制緩和があったのかな、こういうふうに感じるわけでありまして。

とりわけ、非正規雇用がふえている。これは、総務省の統計で、ついに三人に一人以上が非正規雇用者という統計も、昨年の七月九月期で総務省は発表されております。そういう意味では、とりわけ二〇〇四年の労働者派遣法の改正、製造業での派遣労働者の受け入れが始まり、ことしの四月からそれを一年から三年への拡大、これはやはり是正が必要であろうというふうに考えるところでございます。

さて、続きまして、夕張について話を移させていただきます。

総務大臣は、基本的に自己責任である、こういうふう述べておられますし、それは言っても、この三月までに夕張の再建計画を総務大臣として同意する、承認するということで、けさの報道で

は、きょうですか、それが行われるのか、あるいは提出されるのかということ、ほぼ内容も固まってきたに伺っております。

ただ、しかし、ここまで夕張が来るについては、途中途中で節目と呼ばれるような時期があったのではないのかなというふうに感じます。

昨年末、大臣も現地に行かれておりますが、その四、五日前に私も民主党の調査団も、鳩山幹事を団長に、十名の国会議員で現地を調査してまいりました。市長、議長、あるいは関係団体の長の方からいろいろ伺ったところでありまして、その話を伺うと、こういう言葉が何度となく聞かれます、仕方がなかったと。仕方がなかったんだというような言葉が何人かの方から聞かれました、最後にそれを引き取って、青年会議所の理事長でしたが、我々も責任がある、市役所も議会も市民も責任がある、ただししかし、ここはやはり我々が立ち上がったって再建しなきゃいけない、我々が自発的にやるから、そのときにぜひ国を初めさまざまなサポートを言って、その場の雰囲気さがらっと変わったところでありまして、その後、御案内のように、成人式について、女性の方々がみずから、補助金がカットされる中自立的に行って、全国からそうしたカンパが集まる、あるいは加藤観光を初め、あるいはお医者さんを初め、さまざまな形で夕張再建に多くの手が今差し伸べられている。やはり、夕張の自発的な再建、これがあつてのサポートなのだと思うわけでございます。

ただ、しかし、ここまで及んだ責任というものが国やあるいは道の責任というものがなかったのかという、やはりあつたのではないのかというふうに考えるわけですね。それは、さまざまな形で、地方債の発行、あるいは交付税、あるいは補助金、また道としてもさまざまな関与があつたわけですので、まずは、国や道の責任というものと、とりわけ国としての責任、これがなかったのかどうか、大臣としての御所見を伺いたいと思っております。

○菅国務大臣 委員御承知のとおり、夕張市で、一時借入金金を悪用した形で、会計年度年度をまたがる貸し付け、償還を行うことによつて、多額の赤字を見えなくする不適正な財務処理、これが行われてきたわけでありまして。そういう意味では、全く特殊なケースであるというふうに私は思っております。本来であれば議会や監査委員においてチェックされるべきことが、チェックされていなかった。私自身も昨年の暮れの二十九日に夕張市を訪問した際には、市長及び議長から、不適切な財務処理に対して反省とおわびの言葉がありました。

そもそも北海道や国が不適正な財務処理をチェックできなかったのではないかと、そう言われれば、そのことは事実であります。しかし、夕張市が行つたこの不適正な財務処理に対する責任と国の責任というのは、私は別だろつというふうには実は思っております。私も、産業政策の転換だとかリゾート政策の転換だとか、いろいろな国の実は政策もありました、そういう中で、胸を張って責任は全くなかつたとは言いませんけれども、こうした不適正な財務処理が今日の夕張市を招いた実は最大の原因であるというふうに思っております。

加えて申し上げますと、平成十四年に、夕張市がスキー場とホテルを民間企業から取得する際に、北海道に対して、地方債を財源としたい、そういう相談がありました。そして、北海道から私も相談があつて、起債の許可は困難である、そのことを私も申し伝えました。その結果どうしたかといえば、市の土地開発公社が同施設を取得し、そこから市がまたそれ取得している、こういうことも実は行われてきておるわけでありまして、やはり私は、夕張市の責任というのは極めて大きい、こう思います。

○武正委員 胸を張って責任がないとは言えないということで、責任は認めるということだと理解をいたしますが、特殊なケースとか別だつという形で果たしてくくれるのかなというふうに思いま

す。

八五年のプラザ合意以来、内需拡大を求められ、政府は内需拡大に努めてまいりました。また、バブル崩壊後も、特に総務省、当時自治省にあっては、地方単独事業を盛んに行うことによつて、景気回復、その手足として地方公共団体を使ってきた、これはもう否めない、その地方単独事業の推移を見れば。あわせて、地総債など、後で交付税で面見するから、債券を発行して、そして事業をやりなさい、とりわけ、この後指摘をする第三セクター、これを積極的につくらせてきた。今言われたリゾート法もありました。

こういった政府による景気回復、これを担ってきた地方公共団体、これが実は夕張にも当てはまるといふふうに私は考えておまして、やはり、分権が道半ばであり、そして地方が、国から補助金あるいは交付税の、将来のということでそのツケを負わされる、こういう構図が夕張にもあつたということは指摘をできるわけでありまして、やはり国、道の責任というものは重いというふうに言わざるを得ないのでございます。

また、今指摘がありました、地方債は不許可にしたけれども、土地開発公社を通じた債務負担行為によつて取得して債務が増加している、こういうようなところも、まだまだ地方公共団体がさまざまないろいろな技術を工夫、技術という手法を工夫できるところは、やはり法律としてきちつと、それこそ国会あるいは政府、その責任があるうといふふうに考えるところであります。

そこで、今、この夕張でも第三セクターが数多くありまして、例えばマウントレイスイなどのスキー場も含めて、そうした第三セクターが債務を巨額に抱えているといったところでございます。

第三セクターに関する指針の見直しというものが平成十五年十二月に行われておりますけれども、私は、やはり今回、一般会計と特別会計、こうした第三セクターも含めて、今大臣言われたような、年度をまたがり会計をまたがり、それこそ、貸し付け、借り入れ、償還諸収入、こういった

た手法を駆使して、そうした表面上の赤字が見えないようなことが行われているわけでありまして、今、第三セクターについては、前年度末であります、九千二百八十八人、出資総額五兆六千億、うち自治体の出資額は三兆五千億、六割を占め、そのうちの五割が債務超過、貸付金残高四兆四千億、損失補償契約債務残高九兆四千億、それに対して一方、情報公開で条例や要綱などを設置しているのは五割という実態であるというようなことも含めて、やはり第三セクターに関する指針の見直しを、もうそろそろ三年半になりますので、今回のことも契機に必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 まず、先ほどの夕張の件ですけれども、私は、夕張は特殊なケースという話をさせていただきます。

確かに、国のそうした政策はありますけれども、基本的に決めるのは、地方公共団体が、議会があつて、その行政の長が判断をして決めるわけでありまして、例えば産業政策、リゾート法、確かに国はいろいろ関与していますけれども、そういう同じような状況の中でも、ほかの地方自治体は頑張つて、このような状況になつていないということとをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

また、委員も夕張市を視察されたと思いますけれども、実は、ちょうど私の秋田の田舎の町が、当時一万三千人ぐらいたつたんです。そこにどんな施設があるかと数えたら、施設はほとんどないんですよ。二十九の施設がありましたから、それは全く異常なケースであるということ、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

今、第三セクターについてのお話がありました。平成十五年に地方自治体に通知した、第三セクターに関する指針というものを自治体局長名において出しました。監査体制の強化、有識者による経営の点検評価の充実、積極的かつわかりやすい情報公開に努めること、こういうことを求めています。

地方自治体に示したわけでありまして。さらに、十七年に示した新行革指針においても、同様の取り組みというものを要請しています。

しかし、現実的には、委員の指摘のように、この第三セクターがさまざまな地方自治体の財政逼迫の大きな要因になっているということも事実であります。

そういうことで、私も、今度の国会に提出をし、御理解をいただきたいと思っております。第三セクターも含めた新しい指標、こういうものを含めて、財政の健全化を図る早期是正システム、そういうものについて今度の国会に提出をしたい、こう思っておりますので、第三セクターというのは私は極めて重要な視点であるというふうに思っています。

○武正委員 今回の指針では、会計監査人の監査と外部監査、これが全部に義務づけられているわけではございませんし、また、地方議会、大臣も市議会の御出身で、私も埼玉県議会出身ですけれども、議会への報告義務が出資額二分の一以上なども含めて限定をされている点もやはり改善の必要があるだろう。ちなみに、夕張木炭製造株式会社は三四％自治体の出資ということですから、五割以上ではないといったこともあわせて、やはり改善が必要ではないのかというふうに思います。

先ほど大臣、いや、長もすっかりと議会のチェックのもと、長の責任で行われているので、やはりある面、夕張は特殊なケースだというお話でしたけれども、じゃ、果たして自治体の長にはそれだけ権限があるのか。当然みずからの権限があつて、そして市のマネジメントをそれぞれその権限に基づいてできるのかという、御案内のように、自主財源比率等を含めて、やはり国からあるいは道からのさまざまなお金の流れ、そして当然それに対する報告、あるいはそれに對してのまた負担割合など、さまざまな形で自治体の長の権限あるいは自治体の権限というものは制約をされているのが現状だと思ふんですね。

私は、やはり分権、徹底して権限を与える、それは当然自律的な運営ですから責任をとつてもう、そういう意味での責任の明確化というものが必要だと思ひますが、残念ながらこれまでの自治体はまだそれが道半ばである点。

あわせて、じゃ、議会がチェックできるのかという、議会もやはり、ちよどきのうあたりは宮崎の県議会の模様がでておりました、私は宮崎県議会は頑張つていいるなと思ひました。知事と代表質問のやりとりを見ても、工夫しているなと思ひつています。でも、まだまだ、もつともつと工夫の余地は地方議会はあるんじゃないかな。そうすると、長に対するチェックと同時に、ある面、二元代表制としての提案、こういったものもつともつと議会に与えられるような、法改正も含めて必要なのではないのかな。先ほど監査のことも言われましたが、監査委員の人選なども含めて、あるいは監査委員の権限についても、やはり私は見直しが必要ではないかなと思ひつております。第三セクターに関する指針については、ぜひ見直しをお願いしたいというふうに思います。

そこで、今やはり全国知事会から要望が出ておりますのは、昨年、三名の知事が逮捕をされ、宮崎もそうですが、新しい知事が生まれております。こうした知事会プロジェクトチームから出ている提案の中に、地方公務員のいわゆる天下りについて法的な規制がないこと、これをぜひ国会あるいは政府として立法をしてほしい、こういう要請が出ていられるんですけれども、私は、ぜひこれは政府としてもあるいは国会としても、この全国知事会の提案を真摯に受けとめて、地方公務員もやはり天下りといわゆる官製談合、この密接な結びつきというものが指摘をされ、みずから知事会が提案をしておりますので、これはやはり前向きに取り組みむべきというふうに考えますが、大臣の御所見を伺います。

○菅内閣総理大臣 昨年の十二月に、全国知事会公共調達に関するプロジェクトチームがまとめて報告書を提出しました。OB等の口きき行為については、国家公務員法の改正の動向を見据え、地方公務員法の改正を要請するということになっております。

現在、本件に関しましては、国家公務員の再就職の適正化について行政改革推進本部事務局で検討が進められているというふうに承知をしております。再就職管理に關して、地方公務員制度においてどのような措置を講ずる必要があるのかについては、国家公務員における検討状況や国家公務員法の改正案の具体的内容、全国知事会からの要請、そういうものを踏まえてこれは検討していきたい、こう思います。

○武正委員 この文書を読みますと、「企業との間に退職前五年間に担当していた職務と密接な関係をもつと認められる職員（課長級以上）」については退職後最低二年間当該企業への再就職を制限するなどの措置を講ずるとともに、と。これは今、いわゆる人事院のチェックのことを言っているわけでありまして、私、前々から国会でも発言させていたしておりますが、今政府が進めておられる人事院による国家公務員に対するいわゆる天下り規制、このチェックを外すようなことは、やはり天下りをかえつて助長する、私はあつてはならない法改正であるというふうに思います。

そうした法改正の動向は動向として、やはり地方公務員の天下り規制を、例えば人事委員会がやるのかわかりませんが、私は、総務省、総務大臣としてぜひ、地方公共団体の真摯なこうした改善、また今はたしか一般競争入札を一千万円以上にしようというところで、既に埼玉県なども始めておりますが、こうした自主的に、やはりあいつた知事三名の逮捕は二度と起こしてはいけない、この思いをぜひお酌み取りいただけるようお願いをしたいというふうに思います。

そこで、次に移ります。

教育委員会制度の抜本的見直しについてなんですけれども、昨年来、教育基本法の改正の議論をめぐって、特別委員会では伊吹大臣が、いや、地方分権一括法で文部科学省は地方の教育委員会に何もできないんですよ、こういうような極端な言い

方をされて、国の権限を強めたい、あるいは地方分権一括法をもとに戻したい、こういう発言が相次いでおりまして、私は大変遺憾だなというふうに思っております。そうしたことも教育特別委員会でも発言もしてまいりましたが。

ここに来て、規制改革会議も同様の見解を述べておられます。やはりこの分権の流れをとめるべきでない、今のいわゆる教育再生会議を受けての文部科学省なりのそうした見直しというものはあつてはならないという見解を述べておりますが、この規制改革会議の見解について、大臣としての御所見を伺います。

○菅国務大臣 地方分権改革というのは安倍内閣の最重要課題の一つであります。昨年の臨時国会において、各院の理解をいただいて地方分権改革推進法が成立をしたというのは御承知のことであろうというふうに思っております。そうしたものに、私どもは地方分権改革に全力で今取り組んできてまいります。

同時に、教育再生、これも内閣の重要課題であります。教育再生会議の提言などを踏まえて、中央教育審議会での審議を経て必要な法律案を今国会に提出する、このように聞いています。

そこで、今御指摘のありました規制改革会議からは、「地方分権等の流れに逆行する形で国の権限を強化し、文部科学省の裁量行政的な上意下達システムの弊害を助長することがあつては断じてならない。」等の見解が示されたところであります。教育再生会議の提言でも、「教育委員会制度は、地方分権の考え方が基本である」、「こういうこともうたわれていることも事実であります。教育委員会制度の抜本的見直しの具体化にあつては、地方分権の観点からの整理が必要である、こう考えておりまして、総務省としてもこれは十分な調整というものを求めているかと思ひます。○武正委員 ぜひ分権の流れをとめることのないように、総務大臣としてお取り組みをお願いしたいと思ひます。さて、こしは定率減税が全廃をされる年であ

りまして、既に当委員会でも委員から、とりわけ六月に住民税が、地方への税財源移譲三兆円、そして定率減税全廃、ダブルで住民税がはね上がる、こと、これに対する懸念、そして政府の説明をわかりやすくということを求めているようでありますが、やはり家計に与える影響というものが大変心配をされます。

昨日、日銀は公定歩合、金利を上げております。消費も堅調であるようなことを言っておりますが、やはり七―九月期は消費が落ち込んで、十二は若干回復をしておりますが、私はやはり、内需、消費、これは非常にまだ力の弱い中で、いわゆる景気回復と呼ばれるものであるというふうに考えておりますので、特にこの六月ですね、住民税が大幅に上がるこの地方経済に与える影響というものを懸念するんですが、大臣としてはそれをどのように考えておられるか。

あわせて、一昨日ですか、本会議で大臣も、この定率減税については暫定的なものである、こういうふうに答弁の中で述べられております。私は、恒久的な減税、法人減税そして定率減税、恒久的なものとして導入をされたというふうに考えて受けとめておりますし、所得税の抜本的な見直しまで、こういうことであれば、今政府が進めている、来年度、税制の抜本的改革、これまでやはり定率減税は続けてしかるべきというふうに思うわけですが、景気に与える影響、そしてまた定率減税を暫定的というふうに答弁した理由、以上二点、お答えをいただけますでしょうか。

○菅国務大臣 まず、六月に住民税が増税をされるということでありまして、一月には所得税が減税されていまして、その額は全く増減ないということをお願いしたいというふうに思ひます。

その定率減税、恒久的、暫定的のお話でありますけれども、定率減税導入の際、小淵元総理は衆議院予算委員会において、一年限りでなく期限を定めぬ制度改正を行い、その後特に法律改正を行わない限り継続していくという趣旨で恒久的

な減税と表現したものである、こう答弁をいたしております。未来永劫に改正しないという趣旨で恒久的減税という言葉が使われたものでない、このように私は理解をいたしております。

景気対策として導入された定率減税というのは、暫定的な税負担の軽減措置であつて、経済動向を見据える中で見直しをされるべきものである、こう考えております。

○武正委員 地方経済に与える影響はないということではよろしいでしょうか。

あわせて、今、未来永劫と言いましたが、未来永劫は恒久であつて、だから恒久的ということでは永劫は恒久であつて、当時の小淵内閣総理大臣も、また六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施することにより、という答弁を相次いで使われておりましたので、やはり恒久的であつて、特に所得税の抜本改革までということでありまして、それを暫定的であると総理初め総務大臣が使うのは、今までの国会答弁を変更するものであるということでは看過できないということではあります。

地方経済に与える影響はないということではよろしいでしょうか。

○菅国務大臣 現在のこの景気の現状というのは、御承知のとおり、息の長い回復を続けておつて、例えば民間最終消費支出は一九九八年度では名目対前年度比〇・〇％、二〇〇六年度は一・八％の増加になっております。

さらに、我が国の経済を見ると、企業部門の好調さが家計部門へ波及をし、国内民間需要に支えられた景気が続くものと見込まれることから、この定率減税の廃止に伴う影響は十分吸収できるものと考えております。

○武正委員 先ほどから言っておりますように、定率減税に加えて地方への税財源移譲で、ダブルでその六月にはね上がる、やはりこのことが地方経済に与える影響、懸念をされるのであります。さて、次に、質疑を通信・放送に移らせていた

だきますが、今国会には、いわゆるNHKの受信料の強制徴収について、あるいはまた、大臣が相次いで二割削減可能である、こういうふうに発言をされている、NHK受信料をめぐる、あるいはNHKをめぐる法改正、これを提出されるというふうに伺っております。

昨日、朝日新聞の方ですかね、いわゆるNHKの受信料の強制徴収についての調査結果が出ておりました。アンケートですけれども、賛成反対半々というような結果でありましたが、やはり注目すべきは、年代によつて分かれるんですね。つまり、六十代以上は、いいじゃないか、強制徴収してもと。それが二十代から五十代は逆転をする。その理由がやはり、まずはテレビを見ない、あるいはNHKを見ない、こういったことが理由に挙げられているところもあるんですねけれども、やはり通信・放送の融合によつてテレビの見方というものが現実的に今変わろうとしている中で、この調査結果を見ても、ここで強制的な徴収をしようというのはいささか時期尚早ではないのかな、こういうふうに考えるわけでありまして。

あわせて、総務大臣、この後の質問も一緒にありますが、受信料二割削減可能である、こういうふうに述べておられますが、総務省に言つても、その根拠となる資料もくれませんか。ですから、どういうことで二割削減可能なのかなということではあります。NHK会長は、とても無理である、あるいは、そうした審議会は九月以降設けて審議をするけれどもと。こういったところで、かなり矢張り早くに大臣はこの二割削減も求めようとしているわけですが、以上二点、この朝日新聞の調査結果、とりわけ二十代、五十代が反対が上回っていること、そしてまた二割削減の根拠、これをお示しいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 まず、強制徴収制度ということではありますけれども、これは私導入するつもりは全くありません。これは、訴訟手続によらずにNHKが自力で受信料債権の回収を行うという強制徴収制度の導入は、私はまず検討はいたしておりま

せん。私が検討しておりますのは受信料支払い義務化であります。

私もきのうの朝日新聞のあの調査結果というのは承知をいたしております。

まず、今の受信料体制で本当にいいのかどうかということ国民に、私は、今のままでいくとなかなか理解をされないんじゃないかなというふうには思っております。

今言われている数字は、五千万世帯が受信料支払いの世帯だということであります。そのうち四千六百万世帯に対して何割かということで、現在は四千六百万世帯の中の七割の方に料金を納めていただいております。三割の方は最初から受信料に付してお支払いをいただいていないわけですから、果たして、この五千万という世帯そのものも母数として疑問がある数字じゃないかなと私は思っています。それは、今我が国の住宅戸数というのは五千四百万戸あります。そのほかに事業所とかホテルとかいろいろあるわけでありまして、そうしたこともやはりもう一度見直ししてもらう必要があるのかなというふうに私は思っています。

いずれにしても、国民から見ると不公平にならないような形というのは私は物すごく大事だと思っております。

ですから、多くの国民の皆さんに受信料の現状というものをまずわかってもらう必要があつて、今の数字でも三割の人が払っていない現状というのは、支払っている人に余りにも負担がかかり過ぎている。現に私も、そうしたことをいろいろな方から指摘もされております。そういう中で、支払い義務化というものを導入する、しかし、それとやはり料金値下げとセットでなきゃならないと私は思いますし、あるいは、NHKそのものの改革というものをしっかり示さない限り国民から理解をされないということも、私は承知をいたしております。

仮に、この受信料の支払いが一連の不祥事の前、八〇%でした、その水準まで回復をし、さら

にそのほかに受信料の義務化に伴う効果が加われば、現在の七〇%、八五%ぐらいまで高まる、私はこのように期待をしておりますし、そのことによって年間約千二百億の増収効果が見込まれます。これにさらにNHK自身による経費削減、例えば、六千億円、現在料金徴収をしておりますけれども、この六千億を徴収するのに二一%から、かつては一四%ぐらいだったときもありましたから、これは海外は四%ぐらいですから、そうした努力というものが当然私はNHKに求めたいというふうには思っています。

そうしたことを考えるならば、二割の引き下げというのは問題のある数字じゃない、こういうふうに思っております。もし必要であれば、私は資料も提出したいと思っております。

○武正委員　ぜひ資料の提出をお願いしたいと思

います。今のお話で、六千億ということで、これを単純に二割下げれば千二百億減収、それが今の、八五%になることによつての増収千二百億、ツープイ。そうした受信料を徴収するところの改善、でも、たしかこれは数十億の話ですよ。幾らでしたっけ、改善は、まあいいです。

そうしたことの中で一つ言えるのが、今母数を五千万と言われたところでありまして、これはいわゆる未契約も入つての数字だと思ふんですね。大臣のねらわんとするところは、つまり未契約世帯の契約義務化である、こういうふうには考えるわけですが、そうすると、先ほどの不平等という話、NHKはしかしながら公共放送で、国営放送ではないわけですね。国営放送であれば平等、不平等という話が出るかもしれませんが、あくまで公共放送である。その中で、払わない人、払った人の不平等といったことで、未契約も契約をさせ、さらにまた契約世帯をふやしてということに、私はやはり数字の根拠に無理があるのではないかとこのように考えています。

これは、NHKが説明で使うそうした数字に未契約の世帯数が入っていない形で我々も説明を受

けてきたところにもその理由があるというふうには思いますので、やはり、今大臣が言われた料金の値下げといわゆる私が使う強制徴収はセットであること、あわせてNHK改革ということが条件であるというふうには言われるのであれば、私はNHK改革の動向を見ざるを得ないまでもまだ時期尚早であるというふうには考えるところでございます。そうした点も含めて、やはり慎重な議論が必要であるというふうには考えるわけでございます。

そこで、次に、関西テレビの放送、いわゆる捏造問題を契機とした電波法、放送法の改正も行おう、こうしてまた総務大臣がごしを振り上げたというふうには受けとめたわけですが、これも果たして、まず今回の関テレの案件、我々も、総務部門で二度も総務省の方に来ていただきましたが、資料も十分出していただけてませんし、なかなか、関テレ自体のそうした報告書、なぜ突き返したのかも含めて、すべて口頭でしか資料が出てこない。総務省の担当課の関西テレビとの信頼関係というんでしょうか、よくわかりません。

やはり、そうした監督、そしてまた、それこそ放送業界、放送業を振興する、監督と振興、両方相まった総務省としての限界、あるいは、これはまた後で話がありましよう、電波監理審議会の中立的な、こうしたものが改めて今回問題提起がされているなど。今回の総務大臣の電波法、放送法改正というところであります。

しかし、BPOなどもやはりこの点については慎重な対応を求めています。放送の中立性、独立性、あるいは放送番組自由編集、放送法三、昨年、命令放送でも何度となくこの場で議論をさせていただきました。やはり、この電波法、放送法改正を急ぐのも時期尚早ではないのか。

というのは、まだ実態がよくわからないわけなんです。今言つたように、関テレは二十八日にまた、最終報告というのか、もう一回報告を出すわけですよ。きのう、報道では、自民党にいられてくれとお願いをしておりますが、そうした点の

実態もまだ解明途上でありながら、ここで放送法等の改正でもし今国会に提出をされるとすれば、やはり早いと言わざるを得ないんですが、こうしたBPOの声明なども含めて、大臣としてどうにか、御所見を伺いたいと思っております。

○菅国務大臣　放送番組ですけれども、今御承知のとおり、昨年も実は四件、行政指導を私どもも出させていたいただいております。その中で一つ、やはり、インゲンマメ、これが健康に効くということ国民の皆さんがそのことを行つたら体調不良を起こして入院したという騒ぎもありました。その前の年もそうした行政指導を私どももさせていただきました。その際に、私ども、再発防止策というものを実は提出をいただいております。それは自主的にやっていたいただいております。それはしかし、こうしたことが引き続いて発生をしております。

今回のこの関西テレビの問題でありますけれども、これは明らかに捏造されたものが公共の電波で国民の皆さんに見られている。そして、納豆が買い占められて、スーパーにはなかった、こういう現象が実際に起きていたわけでありまして、私は、もちろん報道の自由というのは当然保障しなきゃならないというふうに思っています。けれども、しかし、事実でないことを事実のように報道する自由というのは私はないと思っております。

私は、そういう意味で、非常にこの問題を深刻にとらえておりまして、放送を所管する大臣として、果たして今のままでいいのかどうかと考えました。また、そうしたBPOの声明というものをもちろん事あるごとに私は気にしているというのか参考にしてはいることは、これは間違いないことではあります。

そういうことを考えたときに、報道の自由というものに配慮する中で、再発防止策というのはやはり私は今必要だろうというふうに考えております。そして、そうした観点に立つて今国会に法律を提出したい。

捏造した事実が流れたということは、既に関西

テレビも認めています。

○武正委員 昨年のインゲンマメはTBSであつて、今回関テレということで、社が違うといったことも指摘をさせていただきます。

大臣は何度となく公共の電波というふうに言われますが、公共の電波であるならば、いわゆる国民共有の資源です。国民共有の資源として、その使い方、電波の使い方については、やはり公平公正な機関がそれを決めるべきであらうというふうに考えるわけです。そうした点がされないまま、先ほども触れましたように、監督を行う省庁、そしてそうした放送業界を振興する省庁がダブっている。これはやはり分離をすべきであらう、今回の案件についてもそう考えるわけです。

とりわけ、電監審への諮問というものを絡ませるといふようなことが報道されておりますが、電監審が、昨年の命令放送を通じて、公開もしない、そして即日答申もする、関係者の意見聴取も行わない、議事録が出てきたと思えば一カ月後。こんな電監審にまた諮問をしても、結局、そうした中立、公平、公正な第三者の、BPOも含めた意見が取り入れられるとは思えない。

私は、今国会での法改正の提出は時期尚早であり、それをやってしまつては、総務大臣として、やはりその職責について、要するにその見識が問われるというふうに考える次第でございます。

近未来通信事件を契機とする電気通信事業法改正を今国会に提出するかどうか、これは質問をしたかったんですが、ちよつと時間がありませんので質問をしません。これも、昨年言いましたように、電気通信事業法改正、現在でも立入検査ができるわけですから、それを強化する必要はないというところ、やはり、あの近未来通信事件は、既に内閣府が平成十年、十一年から情報入手しながら、要は政府内の関係省庁の連携が悪いにあって、それを電気通信事業法改正に結びつける必要がないということをお願いしたいと思います。

お手元には、二枚目に選挙開票透明性確保通達という資料が出ております。これをこらんだきたと思います。

これは、昨年本委員会でも、習志野市ですか、選挙開票におけるテレビ放送、ポケットツきの服を着ていたり、ウエストポーチですか、あるいは電卓を持ち込んだりという、そうした映像があつて、総務省にこうした点、一体開票状況はどうなつていんだと言いましたら、通達しますというところで、これが一月に通達が出ているわけがあります。

しかし、そうはいつても、いろいろ話を聞いてみると、総務省が自治体の開票についてきちつと適正な指導ができるかというところ、何かいろいろ説明を聞いてみると、基準もあいまいだし、それからもちろん罰則もないしということで、何か全国で果たして公平公正に開票が行われているのか、ちよつと時間ありませんので、この通達の履行の徹底を、四月に統一選も控えておりますので、改めて求めておきたいというふうに思っております。

お手元、三枚目は、独立行政法人の監査法人名。これは昨年の予備的調査の結果でありまして、監査法人が今度解散をする、こういったこともあつて、果たして独立行政法人の監査法人、この後どうなるのか、これも質問で聞きたかったんですけれども、ちよつと時間がありません。

私は、いわゆる四大監査法人、名前で監査法人を選ぶことなく、実質的な監査ができるかどうか、これは先ほど言われました全国の第三セクターもそうだと思うんですよ。税理士さんも含めて全国には有能な、そうした監査ができる方がたくさんいます。こうした名前にとらわれず、きちつとそうした監査人を選択していくことが一つ今回の教訓ではないかということを、これは指摘させていただきます。

そこで、最後ですが、頑張る地方応援懇談会の開催について資料をこらしてください。今、総務大

臣、副大臣、政務官は、このような日程で全国を飛び回っておられます。後ほど同僚委員からも質疑が出る、頑張る地方応援の交付税ですね、三千億円、この説明に出ておられるというお話でございますが、この二十五日までの予定あるいは実績でございます。

しかしながら、この頑張る地方交付税について、我が党の西村議員も本会議で指摘をしたように、いわゆるふるさと創生第二弾、いわゆるばらまきの最たるものではないのか、こういうような指摘もしているところありますし、また、大臣はこの三月も精力的に回られるというふうな何っておるんですね。多分これは四十七都道府県、一県一カ所あるいは二カ所ということで、全都道府県を走破しよう、こういうような勢いかと思いますが、ただ時期が時期です。四月に統一選も控えておられます。

うがつた見方かもしれませんが、こうした統一地方選の前に担当大臣が全国を、いわゆる三千億円の交付税をこれから皆さんにお配りしますよ、頑張ってくださいということ、幾つか指標はあるようですけれども、果たしてこの時期に、なぜこれをこうやって組まれているのか。

私は昨年指摘をいたしました、選挙中に総務大臣が行つて、あれは福島でしたか、県内の市町村長を集めて懇談会、やはりそうした選挙を所管する大臣とすれば、疑念を持たれるからやつてはいけないんじゃないですか。いや、そんなことありません、こういう答弁がありました。これもやはりそうした疑念を持たれるのではないかと、このように懸念をいたします。

私は、地方選挙の前に四十七都道府県走破のような計画はやはり見直しをすべきではないかというふうに考えますが、最後にこのことを伺ひして、質問を終わらせていただきます。

○菅国務大臣 「頑張る地方応援プログラム」というのは、地方に元気がない、地方に活力を生み出すために私どもが新しい政策として考えたものであつて、七月に交付税の配分が決まりますから、

それまでの間にこういう形のものを、とにかく六月ぐらいまでにやつて、それ以外に、八月、九月というものも当然第二弾として考えておりまして、選挙のためにやつていこうとしない、地方の活性化のために私どもはお願いをしている、説明をしている、こういうことでありますことを御理解いただきたいと思います。

○武正委員 これを見ても、出席市町村、これは全部呼んでいるわけじゃないんですね。これは呼ばれたところと呼ばれていないところ、やはり内心複雑だと思えますよ。どういふのでこれを選んでいるのかわかりませんけれども、やはりそうしたこともありますので、こうした時期を慎重に対応されることを求めて、質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 民主党の寺田と申します。大臣におかれましては、本年度も、何とぞ親子ともどもよろしくお願いいたします。

基本的に、格差認識、また自治体破綻に関して、大局的な質問をしたいのでありますが、私自身、党で国対に入っていることもありまして、細かいこともまず最初にいろいろお伺ひしたいと思います。

今国会、昨年末からですが、話題になっている事務所費のことについてまずはお伺ひしたいと思ひます。

まず、大臣自身、政治資金規正法をつかさどる省庁のトップでもあります。菅大臣といたしまして、今回の事務所費問題に関して、いわゆる問題点、論点、どのようにお考えになられているか、御答弁をいただければと思います。

○菅国務大臣 まず、政治資金に関しては、昨今さまざまな報道、批判が行われておりますけれども、総務省としては、本来であれば政治家は法令にのっとり政治資金を処理する、そのことが私どもそれぞれに求められているというふうに思っています。

また、事務所費の経常経費の収支報告のあり方

や、政治団体が不動産を取得することの是非などの論点、これはいろいろ言われていますが、こうしたことについて、その出について余り明確でない。今までは入りについてだけが規制をされていた。その出についての問題、明確でない部分があり、今度の問題の一番大きな問題じゃないかなというふうに私は思います。

○寺田(学)委員 私、その入りについてはそれなりに詳しく規定されていることではありますが、出については、政治活動の広範さゆえにかなりアバウトになっていることは問題であると思つていまして、もちろんこのことに関しては、総務省主導ということでなくて、各党各会派でいろいろ議論していくことだと思つています。

ちなみに、大臣自身の政治資金管理団体のいわゆる事務所費というものを、ここ三年ぐらい、もし御公開いただけるのであれば教えていただきたいんですが、いかがですか。

○菅国務大臣 私が代表となつています政治団体は、選挙区支部と資金管理団体の二団体であります。

資金管理団体の事務所費でありますけれども、平成十五年から十七年分の事務所費であります。十五年が百七十四万、十六年が二百十、十七年が三百六十四万円であります。私の資金管理団体であります横浜政経懇話会の、議員会館に置いている事務所費はこういう額であります。

○寺田(学)委員 名前が横浜何とかとありながら主たる事務所の場所は議員会館というのに多少違和感を感じつつも、事務所費額だけを見ますと、いわゆる話題になっている方々よりは非常に一般的な額であると思つています。

ちなみに、菅大臣が代表となつて政治団体というものは幾つお持ちでしょうか。

○菅国務大臣 二つであります。一つは自由民主党神奈川県第二選挙区支部。もう一つが、今申し上げました、東京にあるけれども横浜という政経団体です。

○寺田(学)委員 その事務所費に関しては領収書

の添付も必要がない。政治活動費に関しては五万円以上というくくりはありますが、経常経費の事務所費に関しては全くそういうような領収書が必要はないということ、何でもかんでも入れているんじゃないかというところが今回の事務所費問題の最たる部分だと思つています。

そういう意味を含めまして、大臣自身、百七十四万、二百十、三百六十四万と、非常に想像しやすい額ではあるんですけども、明細等を御公開されるようなおつもりはお持ちでしょうか。

○菅国務大臣 私の事務所費の内容というのは、電話代とか切手代とか、あるいはコピー機のリース代、そういう形であります。

これらの公開については、それぞれ各党各派が、議員のあり方だとか国民への信頼の確保をどうするかとか、そういうことの議論の中で、皆さんがやられるのであれば私はやぶさかでないというふうに思っています。

○寺田(学)委員 ぜひとも、大臣自身は非常に少額の事務所費で、かつ想像しやすい額でもありますので、御党の非常に多額の事務所費を計上されている方の御公開というものを、党員として、大臣の方からもいろいろ御助言していただければありがたいと思つております。

今回、事務所費の問題が非常に新聞等々で報道される中で、そもそも政治活動に係る、または事務所運営に係るさまざまな勘定に関して、どの費目に計上したらいいかわからない部分が非常に多かったというのが、自分自身も会計の方にそれなりに関与しながら事務所運営をしていますので、自分の実感でもあります。

そういう意味で、伊吹文部科学大臣とかは、領収書がつけられないものだから事務所費に入れたのかなかったんだよというような発言もされておりました。とはいえ、伊吹大臣いわく、総務省と協議をしてきてやってきているんだから不適正なものはないというふうな明言されています。

私自身も総務省にちよくちよくいろいろお伺い

するんですが、およそ総務省とは協議できるような関係にない。総務省としても、どの費目にそのなかったお金は入れてくださいと絶対明言はしないはずなんです。しかし、伊吹大臣は、さも、自治省、総務省がどこに入ろうと言ったということをもつて、私の事務所費は正当であると言つておられるのは、私は、総務省として非常にお怒りなのではないかな。勝手にそんなことを言うなと思われていると思うんですが、大臣、いかがですか。そういうふうな協議されて、ここに入れない方をされますか。大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 まず、総務省で、個々の皆さんからどんな問い合わせがあったか、そういうことの記録というのは残しておらず、具体的などのようなやりとりがあったかということは確認はいたしていません。

ただ、収支報告書の支出項目別の記載というのは、政治資金規正法、第七号の様式に記載事項が定められており、それについて適切に処理されるものであるというふうな思っていますし、問い合わせがあった場合は、法律の規定ぶりとか、そうした一般論というのについて私どもはお答えをさせていただいている、そういうふうに私は思つております。

○寺田(学)委員 それでは、伊吹大臣に限らず、どのような議員、どのような政治活動をされている方に対して、協議をしたことはないですし、お問い合わせは受けるでしょうけれども、どのように会計処理すべきだと個別具体的に話したことはないというところ、個別的に言う、伊吹大臣の事務所費の内訳自体が適正であるということ、を総務省として保証するおつもりは一切ないというところでよろしいですね。

○菅国務大臣 今申し上げましたけれども、個々の問い合わせについては記録は残していませんし、過去に、具体的にどのようなやりとりがあったかということについては確認できませんけれども、私ども総務省は、基本的に、収支報告書の記

載方法については、日常的にいろいろな政治団体の方から、私聞きましたら、たくさんあるそうなんですけれども、それについても、先ほど申し上げましたように、制度の規定ぶりだとか、その一般的なことをお答えしている。判断は、会計責任者の方がやはりされているのではないかなと思つています。

○寺田(学)委員 大臣自身もいろいろな方からお問い合わせがあるということをお聞きなんですけれども、国会議員から問い合わせがあった場合でも、一つのメモを残していませんか。

○菅国務大臣 ないということをお報告を受けていますから。

○寺田(学)委員 元選挙部長が苦しい顔をされていますけれども、本当にないということでしょうか。まあ、それは今御答弁されましたので、もしあったときは、それはそれで一つ問題にさせていただきたいと思つています。

政治資金規正法とともに非常に解釈が分かれる問題として、公職選挙法もあると思つています。

今回、ちよつと変な、変なと言つてはなんですが、一つの資料を配らせていただきました。今、参議院選挙に近い、統一選挙に近いということで、政党活動としても非常に地元では活発に行われていると思つています。ある種、今回お渡しした資料というのは、これは政党看板の一つのモデルとして書かせていただきました。

政党看板に関しては、公職選挙法で何一つ規定をされていることはありません。ですので、非常に自由ということと解釈しておりますが、公職にある者ないしはそれに立候補しようとしている者の後援会名、ないしは個人名というものを載せることに限っては、私の記憶が確かであれば、百四十三条の方で細かく規定されていると思つています。

そういう意味において、政党看板とみなすか個人の看板とみなすかの分かれ目というものが、総務省においても判断の分かれるところだと思つています。

それで、選挙部長の方にお伺いしたいんです

が、個人の看板であると認定する上で、どのような要件をもってこれは個人の看板じゃないかなというふうに判断されるのか。その一般的な要件をお伝えいただければと思います。

○久元政府参考人 委員御指摘のとおり、公職選挙法の百四十三条は、公職の候補者、個人の立て札、看板について規制しているところでありまして、政党が設置する立て札、看板につきましては、この規定の対象外ということになっております。ですから、政党のものなのか候補者個人のもののなかという点についてであります、それにつきましては明確な要件とか基準は定めておりません。

一般論として申し上げますと、政党の掲示板の掲示責任者として候補者等の氏名を記載することによりましては、その氏名を大書きすることなどによりまして、候補者等のための文書図画であるというふうには認められない限りは、直ちに違法とはならないというふうに考えております。

○寺田(学)委員 今、一般的な要件として、掲示責任者として候補者の氏名を大書きするなどという一つの要件が提示されました。あとは、色であるとか、面積であるとか、書かれている場所の数であるとか、いずれかの形でその個人の名前を売名しているんだということが、意図が明らかになるような場合は直ちにそれは個人の看板とみなされて、政党の看板ではないと。

個人の看板となれば、選管で定められた個数しか張れないということになっていると思います。そういう意味で、今回、一つのサンプルをつくらせていただきました。やまだ太郎さん、ちょっと佐藤委員長に顔が似ていらつしやるんですけれども、この看板に関して今の要件に当てはめてみると、これは政党看板と言えるでしょうか、言えないでしょうか。いかがですか。

○久元政府参考人 先ほど申し上げましたように、具体的事案につきましては、ここで政党なのか候補者なのかということにつきましてのお答えは差し控えていただきたいと思います。

今、紙としてお配りになったわけですが、この看板がどういう場所に立っているのかとか、あるいはその看板の立て方の態様とか、そういう具体的な事実を即して判断されるべきではないかというふうに思います。

○寺田(学)委員 では、別の言い方でお伺いしますけれども、色であるとか立て方であるとか場所であるとか、そのようなさまざまな要件をたええクリアしたとしたら屋外に張り得る看板である、要は、可能性、余地が残っているという判断でよろしいですか。

○久元政府参考人 ですから、そのことも含めて、余地が残っているかどうかということも含めて、やはりそういうようないろいろな事象を勘案して判断されるべきではないかというふうに思います。

○寺田(学)委員 では、これは張れるんですか。常識的に考えて、これは売名ですよ。各選管に聞いても親しい総務省の方に聞いても、これはもう売名行為ですよ。政党看板としておおよそ認められないですよ。これを張る場所や立て方によって認められるといったら、これは……。

よくやりますよね、大臣。小さなことをつづくのもあれなんですけれども、これは一つモデルがありました。大臣自身もお気づきだと思いますけれども、菅大臣の看板をそのまま、サイズのまま写したのがこれです。

公職選挙法を担当なさっていらつしやる菅大臣が御地元で、これはもう明確に、言われませんけれども、明らかに公職選挙法の百四十三条の違反ですよ。指導されていない、警告されていない時点でその選管はいいかなものかと思えますけれども、どうでしょう、大臣、違法性の認識はありましたか。

○菅国務大臣 私も、これを見させてもらったのですが、どこかで見たなと思っております。実は、これはいろいろなわくつきでありまして、たしか四、五年前でありました、私の選挙区

で、政党名は言いませんけれども、ある政党の人がこういうものをつくったんです。それで、選挙の際に、これは違反じゃないかなというところを選管にも警察にも私どもは何回も申し上げました。しかし、これは判断できなかったんです。それで、その掲示板はそのままに実はなっていますので、私も、選挙が弱いものですから、そうであればという形で実は出させていたでいて現在がある、そういう経緯があったことはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、私自身、今は所管をする責任者でありますから、その辺のことはやはり配慮したい、こう思います。

○寺田(学)委員 周りの方がやられていたから僕もやりましたという理屈は、赤信号みんなで渡れば怖くないに近いもので、そういう意味で、地元を選管が何と言っているかわかりませんけれども、もし地元の選管がこれに注意していないとしたら、それは選管の怠慢ですよ。

拡大解釈も甚だしい。もちろん、の方がほかにも、菅大臣が総務大臣になられた、公職選挙法をつかさどる総務省のトップである、その判断として、その方が御自身としてこれをやられているというの、総務省の判断としてこれはオーケーだということになれば、百四十三条だつてもっと拡大して解釈できますよ。これが許されるんだつたら僕だってやりますよ、地元で。

そういう意味で、後で御答弁いただきますけれども、今も張られていますよね。それは確認しているんです。それに対して違法性の認識があつたかどうかということをお聞きしたいんです。ほかの人がやっていたからどうこうではなくて、いや、笑ってお話しされますけれども、一応法を犯している可能性、脱法及び潜脱の可能性が著しく高いんですよ。(発言する者あり)いや、決めつけちゃいけないというようにやじがありましたけれども、これはもう言いわけきかないですよ。

大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 ですから、先ほど申し上げましたけれども、たしか四、五年前に、ほかの政党の方がそれをやったものですから、おかしいじゃないですかということを私どもは警察にも選管にも何回も申し上げました。しかし、それについては違反と言いつつ切れないということで、その人が残っていましたから、それで私も、これはやはり選挙を戦いますから、違反でないということで残っていたと思いますので、それで同じことをした。だけれども、今私は大臣ですから、今言われましては私は配慮をしたい、こう思います。

○寺田(学)委員 大臣であるのであれば、総務大臣であるのであれば、一般の政治活動をしている方よりも高い見識をお持ちになるということには当然ですけれども、大臣だから守らなさいいけない、大臣じゃなさいやってもいいということではないと思います。そういう意味で、問題点は、これをやられている御本人と、それを注意しない選管と、それをほうっておいている総務省だと思っております。

選挙部長、神奈川県選管の方に、このような看板はけしからぬ、取り締まるようにというふうに表示しなさいいけないんでしょうかね。選挙部長、どうですか。

○久元政府参考人 統一地方選挙も近づいてまいておられますので、私もといたしましては、違法なポスター等の掲示については適宜適切に指導また必要な措置をとるよう、こういうような通知を先般も発出させていただいたところでありますので、私もといたしましては、公職選挙法のルールが守られるように、警察当局などとも連携をとりながら対応してまいりたいというふうに思います。

○寺田(学)委員 たとえ自分の親方であろうとも、間違っている部分がありましたらぜひとも中から御注意いただきたいというふうに思います。それは本当に、別に自民党だろうが大民党だろうが民主党だろうが何党であろうが、間違っているも

のは間違っているというふうによつてもらうのが公平なルールだと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

大臣御自身もお氣をつけください。いろいろなところからクレームが来しました。

本題というにはなんですけれども、格差認識の方に移らせていただきたいと思ひます。

予算委員会の方でも、今武正委員からも、格差の認識について質問がありました。改めて聞くのもなんなんです、端的にお答えいただきたいのでもう一度伺ひするんですが、地域間の格差というものは存在すると考えていらっしゃるかどうか、改めて伺ひします。

菅国務大臣 格差の定義というのは非常に難しいと思ひますけれども、例えば委員の秋田とこの東京ですね、そうした場合、所得とか資産、そういう意味の格差というのは、当然私はあるというふうに思っています。

寺田(学)委員 まさしくその格差の定義というのが非常に重要になってくると思ひます。

大臣自身、予算委員会の答弁でも、地域間の格差が出てきているということは、これは事実だと述べられています。今所得という一つの例示がされましたが、大臣が総務大臣として格差を認識する際に参考になっている定義というものは、所得以外に何があるのでしょうか。

菅国務大臣 地方公共団体の財政力というんですかね、そういう財政力指数というものが出ていますから、そういうものも当然私の格差の中には入っております。

寺田(学)委員 所得と財政力という二つの指標がありました。まだまだあると思ひます。一つ一つ伺ひしたいのですけれども、その所得と財政力に關して格差は存在すると。それでは、それは拡大していつている、広がっている方向にあると認識されているかどうか、いかがですか。

菅国務大臣 先ほど武正委員の指摘にもありましたが、例えば有効求人倍率、これは拡大していますよね、五年前と比較をして。だけれど

も、底上げが成っているということも事実だと思ひます。

寺田(学)委員 いや、大臣自身、所得と財政力の話をされていて、有効求人倍率が縮まっているというのは、ちよつと論理が違ひますので。

所得と財政力ということをお自身で挙げられましたので、その二つが拡大されているという御認識かどうか、いかがですか。

菅国務大臣 私は、それは拡大しているというふうに思ひます。

寺田(学)委員 それでは、その拡大している格差というものが、もちろん存在するのは仕方がないことかもしれないけれども、広がっている今のありよう等々に関して、これは仕方がないものか、広い意味で健全なものだと考えられるのか、いや、改善しなきゃいけないねとお考えになられておるのか、いかがですか。

菅国務大臣 これについては総理も答弁をされていますけれども、私自身も、努力した人と汗を流した人が報われて、達成感を感じる社会にしたいということは大事だということに思っています。

単純に、人々の努力の違い、能力の違いに目をつぶって、結果平等を目指すような社会をつくらうということは、実は私も思っておりません。格差が不公平、不公正な競争の結果生まれたものであつてはならないと思ひますし、努力が成果に結びつくこと、そうした阻害要因をそぐということが大事だということに思っています。

また、地域間の財政力の格差について申し上げるならば、財政力の弱い地域であつても、やはり一定水準の行政サービス、これを受けられるようにするのが私どもの仕事だということに思ひます。

寺田(学)委員 もう少し端的にお伺ひしますけれども、大臣が言われた、格差を判断する上での要因が所得と財政力。その所得と財政力に關して格差が拡大していると認識していると。その格差が拡大していること、所得と財政力ですけれども、その格差が拡大していることに関しては適當

と思われるのか、いや、改善しなきゃいけないと考へられているのか、いかがですか。

菅国務大臣 今申し上げたように、努力した人が報いられる社会というのは当然必要だということに思ひますし、財政力がいかに低くなつても、そこで一定水準の行政サービスをするのができる仕組みをつくるというのが私どもの役割だということに思ひます。

寺田(学)委員 議論がかみ合っていないんですけれども、財政力が、自治体が二千弱ぐらいあるんでしようが、それが拡大していつていると御認識をされていて、努力なにかいいうのはその経過であつて、事実として拡大されていると大臣が言われているわけですから、その拡大していつている今のトレンドに關しては是正しなきゃいけないと思ひているのか、それとも、いや、それは結果の平等まで強いられないんだから、広がっていつても仕方がないんだと考へられているのか、いずれですか。

菅国務大臣 よく申し上げていますように、地域間、地方自治体、公共事業間の格差というのは、今景気がよくなつていつているところ、企業が進出をしたところ、そこによつて拡大をしますから、しかし、それについては、地方分権を推進する、あるいは、税制改正の際、その偏在度の少ない、例えば地方消費税、そういう形で少なくしていくという必要というのは私は感じています。

寺田(学)委員 確認のためにもう一回質問しますけれども、所得と財政力が拡大していつていることは是正しなきゃいけないとお考へにならなれているということではよろしいですね。

菅国務大臣 地域間の財政力の格差が非常に、例えば法人税等によつて違つていつていますから、それについては、やはり偏在度の少ない税制等によつて格差が少なくなるようにする、それは前からずっと申し上げていつていることです。

寺田(学)委員 なるほど、わかりました。所得と財政力の拡大を是正するために、今財政力に過剰な差がつかないようには是正すべきだとお考へに

なされているということですね。そういう意味で、安倍政権がいつている政策というものがそれを拡大するような要因であるとしたら、それは間違つていつているとお考へにならなれているんだと論理的には解釈いたします。

では、その格差を引き起こす要因というのは何なのか。必ずや原因があるはずですから。所得として財政力、大臣が挙げられた二項目について格差が拡大している原因は何であるかということ、どのようにお考へにならなれていますか。

菅国務大臣 景気がよくなつていつて、そういう中で、企業が収益を上げていつている地域とそうでない地域でそういったものが広がつていつているというふうに思ひます。

寺田(学)委員 景気の拡大が格差を広げいつているということですか。

菅国務大臣 景気の拡大によつて、企業が進出をした、税収が上がるのとそうでないところできていつている。そういうふうには、その地域間の格差というのはそういう税制の中でできていつているというふうには私は思っています。

寺田(学)委員 ごめんなさい。僕自身、余り理解力がなくて申し上げられないのですが、格差が広がつていつている、財政力と所得が広がつていつている要因は、景気が拡大されているからだという話をされていると思ひますね。

格差が拡大している要因は何ですか。

菅国務大臣 景気回復が地域によつてばらつきがあるということだと思ひます。そのほかに、地域の活性化の努力とか、あるいは地域産業の動向、少子高齢化社会、そういうことだと思ひますけれども、景気が非常にばらつきがあるという事です。

寺田(学)委員 景気回復において地域にばらつきがある要因は何だとお考へですか。

菅国務大臣 それはさまざま要因があるだろうというふうには思ひます。それは、企業が進出できる環境があつたところが財政力についてはよくなつていつている。しかし、努力をしないで、

そうしたことの招致活動をしないところはやはりそのままであるということも一つではないかと思ひます。

○寺田(学)委員 さまざまな要因があつて、企業誘致をできたところであれば伸びているかもしれないだらうし、今努力を怠つていゝところは伸びていないかもしれないというの、ちよつと私は納得できないお考えだなというふうに思ひます。

企業進出一つをとつてみても、三重の亀山工場の話をよくされますけれども、百何億円、県と市でお金を出したわけですね。最近話題になつてゐるのは、武田製薬の工業誘致に関して、大阪と神奈川で、うちは百億だ、うちは二百億だというふうにお金を出し合つて企業誘致をしてゐる。

何を言いたいかというと、財政力がもともと非常に強いところがそれを背景にお金を出して企業を誘致するわけで、もともと小さい財政力しかないところ、大臣御出身の秋田でもそうですけれども、御出身の湯沢、雄勝もそうですけれども、絞り出しても出ないところというのは幾らでもあるわけですね。結局、企業にしてみれば、やはりそれは幾らでも多く財政支援をしてくれるところに行きますよ。

そういう意味でいうと、努力していないからだというのを一つ言われましたけれども、努力しようとしてもできない部分もあるでしょうし、企業の誘致をしようとしても、財政力が強くない限り、並みいる大都市との財政支援競争には勝てないわけですよ。そういう意味でいうと、何で格差が拡大しているか、景気の回復に地域のばらつきがあるからだ、地域のばらつきがあるのはなぜか、努力していないところもあるだらうし、企業の誘致をしたところはそれで伸びているというこの二つの理由だけでおさめてしまふのは、何とも地方の実情を余り勘案されていないように感じられますが、追加で御答弁をされるおつもりはありますか。

○菅国務大臣 先ほど私、高齢化社会の進行だとか、さまざまなかゝを申し上げました。

○寺田(学)委員 夕張の話も後で時間があつたらしたいんですけども、大臣も先ほどの答弁の中で、人口規模というものを一つ指標にして、夕張と同じぐらいの人口規模のところでも頑張つてゐるところがあるんだからという話をされてゐるんです。そういう話でいうと、一つ資料があつて、東京都港区、一番個人の所得が高いらしいですけども、税収一人頭二十九・七万円だそうです。

港区と同じ人口規模、港区が二十万で、同じ人口規模の十九・二万人の釧路が税収が十一・五万円と、三倍ぐらいの開きがあるんです。これは努力の差なのか何なのか。財政力が拡大しているわけですから、では、釧路は努力していないのか。

そう言うわけにはいかないでしょう。非常に構造的な問題をはらんでゐると思うんです。景気であるとか努力とか、そういうような、ある種、非構造的な要因だけではないと思うんですが、いかがですか。

○菅国務大臣 確かにそういう数字はありますけれども、しかし、そこについては、地方交付税という形で私どもは調整をしておるわけでありまゝす。

○寺田(学)委員 いや、交付税の話をしましたけれども、税収は景気によつて伸びていくんですよ。交付税に關していうと、もちろん仕組み的に法人税が上れば交付税額も上がつていきますけれども、今のトレンドとして交付税は縮小させてゐる方向じゃないですか。縮小させないまでも、現状維持ですよ。そういう意味において、これから新型交付税等が入つてきますけれども、交付税が減らされれば、税収が上がらないところの地域というものはどんどん身を削られていくんですよ。それは当然御存じのことだと思ひます。

非常に構造的な問題だと思ふんです。ですの、格差の拡大が景気であるとか努力の多寡であるということではおさまらないと思ふんですよ。

一々例を挙げるまでもないですが、東京及び大都市圏はどんな人口がふえてゐてゐます。大臣の御出身の秋田なんてどんどん減つてゐてゐますよ。これは、ふえてゐるのは九都道府県らしいですけども、九都道府県が努力をしてゐて、それ以外の都道府県が努力をしてゐないという結果ではないと思ふんですよ。非常に構造的な問題だと思ふんです。

もう一回、御答弁いただけますか。

○菅国務大臣 まず、財政力格差の問題というのは、先ほど申し上げましたけれども、急速な景気回復に伴つて、東京都は法人二税が非常に順調である、しかしそうでないところは企業進出等がないわけですからそういう税収がない、そこで東京がよくなつた分差が出てゐる、これは事実だというふうに思ひます。

ですから、そういうところについて、交付税の総額を確保して、配分をし、そこでそうした一定水準の行政サービスができるようなそういう仕組みを私どもは行つてゐるということでありまして、例えばことしの予算でも、公債費比率というんですかね、五%以上の借入金、約五兆円、これについては補償金なしで繰り上げ償還できる仕組みをつくりました。こういうものについても東京都などは対象から外れてゐる、そういうことであります。

○寺田(学)委員 いろいろ、財政力の格差を是正するために交付税があるじゃないかというお話をされましたけれども、それだけにとどまらない、本間に構造的な問題だと思ひます。

大臣の認識自体を改めて確認したいんですが、予算委員会や前原議員から、本間に財政力の格差があるんじゃないですか、地域間の格差が出てきてゐますよねというのに対して大臣は、御指摘のとおり地域間の格差が出てきてゐる、これは事実だ、ただ全体として少しずつよくなつてきてゐるということも御理解いただきたいという発言をされてゐるんですよ。

この全体という言葉がくせ者で、伸びてゐると

ころはぐんぐん伸びて、落ちてゐるところはそれなりに落ちてゐつて、それを平均したら全体で伸びてゐますねというの全体という言葉を使ふんです。一々懸念してゐること、そして大臣自身が冒頭に格差を是正していきたいということをおっしゃつたのであれば、落ちてゐる方を底上げしていかなくないわけですよ。この全体という言葉に關して、要は伸びてゐるところと落ちてゐるところの平均として上がつてゐるんだということをお話されてゐるのか、それとも格差自体が是正されてゐるんだと。どちらの認識に立たれてゐるんですか。

○菅国務大臣 例えば、たしか四、五年前ですと有効求人倍率というのは悪いところで〇・四台とかでした。いいところでも、例えば愛知県でも当時は〇・八ぐらいでしたから、格差というのは二倍です。今、一番下のところが例えば〇・五になつたとしても、しかし愛知は一・九ぐらいになつてゐますから、格差が出てゐるということもそれは事実なんです。しかし、当時と比較をして、国全体を比べたらどうかと考えるときには、やはり全体としては私はよくなつてゐると思ひます。

○寺田(学)委員 いや、そもそも大臣自身、格差を認識する際に有効求人倍率を入れてゐないんですよ。では、大臣が総務大臣として地域間の格差を考へるときに、所得と財政力と有効求人倍率は少なくとも一つの項目として入れられてゐるということですか。

○菅国務大臣 それは、いろいろな要素というのは私はあると思ひますけれども、少なくとも今のは数字上わかることですから私は掲げてゐるということですよ。

ただ、生活の実態、生活費の問題だとか、例えば私は秋田に帰れば家賃はただですから。うちがと地方は全然違ふわけですから、そういうものを全部含めた形で、どこに幸を求めるかということとが私は大事だと思ひます。

ただ、しかし、どこに住んでも一定水準の行政サービスというのは国が保障する、そのことは私は物すごく大事だというふうに思っていますので、数字の面の格差ということであれば、先ほど挙げた数字、いろいろな数字ありますけれども、そういう方向で判断するしかない、しかし、実際に地域で生活をしているとそれは人によって違ってくるんじゃないかと思えます。

○寺田学委員 家賃がかからないということ、それはそれでいいけれども、それは御自宅があるからであって、別に御自宅がない人でも勝手に住めるようなことではないわけでしょう。幾らかかっているわけですよ、それはそれで。

とはいえ、港区と釧路で三倍の所得格差がついているんですよ、税収の格差ですけれども。これは尋常じゃないですよ。それで、先ほど言われたとおり、企業誘致どうこうという話でいうと、こんな財政力の格差があつて対等に勝負できるわけがないですよ。まあ、港区自体が用地がないからそういうようなところでは対等には比べられませんけれども。

そういう意味でいうと、財政力の格差、所得の格差、有効求人倍率は有効求人倍率でありますけれども、本当に財政力の格差というのは深刻な状態にきている。そして、全体という言葉を発するときに、押さえて平均をとって上がつていけばいいということではなくて、まさしく落ちていっている方、格差が拡大している負の方を底上げしていくという認識を強く持っていたら、これからの政務に励んでいただきたいと思っております。

時間が来ましたので、以上にします。

○佐藤委員長 後藤斎君。

○後藤斎委員 民主党の後藤斎でございます。大臣、質問通告してありませんが、ちょうど安倍内閣がスタートして五カ月が経過しようとしています。二つほど、通信簿ではありませんが、いわゆる採点簿というのが、大臣の評価が非常に高いということで、一つの大臣評を御紹介したい

と思ひます。

就任前は堅物扱いされていたが、大臣になってからやわらかくなったとの評、夕張市の財政破綻問題などでも前面に立つなど責任感も強い、期待以上の働きに赤丸急上昇と。ほかの方、何点とは言いませんが、一番大臣が、あれによると八十点だそうですね。私も、一連のいろいろな大臣の御発言や行動を見ていて、前大臣とはまた違った、非常によくやられているなということ率直に御評価申し上げたいと思ひます。

その中で、大臣が先ほど武正議員や寺田議員とお話をされていたいわゆる地方と都市の格差、これは、一番当初であれば、安倍総理は、いわゆる格差ということ、格差自体の存在やその是正というものに余り熱心でなかったように記憶をしております。ただ、これも菅大臣が、閣議の中とかいろいろなところで御発言なさったかどうかは別としても、その存在を認め、成長率底上げ戦略なるものもお出しになられ、政府としてもその是正に向けて対応していることはいいことだと思ひます。実は私も民主党の中で、西村さんもそうですが、格差は正プロジェクトチームの副座長をさせていたでいて、近々、緊急措置法案なるものを国会の方にも御提出しようと思ひます。

その中で、確かに大臣言われているように、全体を底上げすれば果実が上手に分配されるという理屈も確かにあると思ひます。それが高度成長のときも含めてそういうふうなことをしていた。ただ、いろいろ資料や文献を見ていくと、格差社会が固定をされ、そしてそれが拡大をしたときにどういふ社会が起るかというと、いわゆる階級社会というものが起るというふうな、過去の歴史は証明をしています。私はそうはならないというふうな当然思ひますが、ただ、今大臣が、所得と財政力と有効求人倍率、この三点が大臣の頭の中にある、都市と地方のいわゆる格差の象徴的な数字だというお話を聞いていました。ただ、私は、大臣、これは夕張の問題にも関連

をするんですが、自治体や政府というのは一人一人の住民や国民の集合体であります。ほかの部分から見られる方もいらっしゃるんですが、私は少なくともそう思っています。その中で個々人がどんな行政サービスを享受し、そしてどんな生活を送っているかというところがやはり当然最終的に帰結点にならなければいけない。自治体であれば市長さんや町村長さんが目配り、気配りをし、限られた予算を効率的に執行するというのが大前提にあつて行政サービスを提供する。

大臣、先ほどもお話がありました、一定水準の行政サービスというものはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか。具体的にこの辺をちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○菅国務大臣 一定水準というのは憲法で保障されていますよね、最低限の生活という形の中で。それと同時に、自分が生活していく中で、例えば町役場に行く、そういうときにも、行くのに不都合ではないというんですか、そういうことだと思ひますね。

○後藤(斎)委員 大臣、例えば東京と、秋田でも山梨でもいいんですが、いわゆる都市部の部分といわゆる地方と言われている部分の、大きい県単位で比べた場合、それを、例えば山梨の一番南の南部町という町があるんですが、その町の中の地域の格差、今大臣は役場に行ける距離みたいなこともおっしゃられました、その地域の中の当然格差もあるわけですね。

これはちよつと順番を前後しますが、先週か今週かちよつと忘れましたが、国交省が調査をまとめて、全国の二千六百を超す町が、二千六百四十一集落ですか、十年以内またはそれに近い時期に消滅をするという調査結果が出ています。

大臣、これはいわゆる都市と地方の格差や地域間格差を考えると非常に大切なことだと思ひますが、集落が消滅をする、いろいろその要因は当然あるんですが、これについて、大臣、どういふふうにお考えですか。

○菅国務大臣 私もこのことについては非常に懸

念をいたしております。地方においては人口減少だとかあるいは高齢化などのために集落の維持が困難になつていいる。そうした地域が御指摘のとおり予測をされている。

その中で、今までは過疎債だとかあるいは補助金によつてこうした過疎地の基幹集落の整備に対する支援を私どもは講じてまいりました。また、先般、土屋政務官に責任者になつてもらつて、コミュニティ研究会の場において集落のあり方についても検討してもらつて、こういうことにもなつております。

いずれにしろ、地域の活力がなければ国の活力もないわけでありまして、そうした中で、過疎対策に加えてこうしたコミュニティのあり方というものも、私どもも省内にそうしたものをつくつて対応していかなきゃならないというふうに思っていますし、そうした集落というのは、やはり日本の、ある意味では古きよき一つの象徴の場所であるというふうに思ひます。

私ごとで恐縮でありますけれども、寺田委員は秋田市という都会であります、私のところはまさにかつての村のようなところでありまして、既に中学校もなくなつていまして、そうしたことを私自身も非常に懸念をされている一人であります。

〔委員長退席、谷委員長代理着席〕

○後藤(斎)委員 大臣、総論的には今大臣がおっしゃったことは正しいと思ひます。

消滅が想定される十年ないしちよつとその後、その二千六百四十一の集落を、大臣としたら消滅させない方がいいというふうな立場に立つてお考えになるのか。もうこれは、もつと例えば山の方にある集落であれば、平地の方に集団で移動してもらいたいというふうなことも当然あるわけですが、その点について、どちらの方向性でその検討会というか懇談会に臨まれるのかという、その認識だけ確認をさせていただきます。

○菅国務大臣 これは私は二つの考え方があるんじゃないかと思ひます。今のままで残そうという考え方と、あるいは市町村合併等によつて集

落を再編というんですか、そういう機能を残して再編するとか、そういう考え方が私はあるというふうな思いもすけれども、それは選択されるのはそこに住んでいらっしゃる方かなというふうに思います。

○後藤(憲)委員 それだと、これもちょっと話が飛んで恐縮ですが、先ほども寺田委員が何度か大臣とやりとりをした、財政力、それがあかなしやによって、当然きめ細かな、消滅をする可能性のある集落に対しても面倒が見られるのかそうではないかという、市町村の中でもちろん判断をするんでしようけれども、大臣が、懇談会の方向性としてどうなのかというのをやはり明確にしておかないといけないというのは、先ほど触れた過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査というのは、もともと自立地域社会懇談会という、国交省が対応しているものです、ここに主な発言というのでいろいろ載っているのは、まさに両面があるという話をしていて、結局は自律性に任せるかどうかというのは、これから法律改正も含めて制度の中に入れ込むと思いますが。

やはり大臣、私は少なくとも、総務大臣という菅大臣のお立場で、先ほど、評点と言うと大変失礼な言い方ですが、大臣は本当によくやっていると、私もそれを支持する一人ですが、という中であれば、それはやはりきめ細かくやるんだという大前提があつて対応なさつていただかないと、これからの議論というのが、いやいや、そうではないということであれば、総務省の位置づけというものの、これから地方交付税というものがどんな位置づけで大臣は持っていられるか後で聞きますけれども、もろもろにすべてかわることな

んです。少なくとも大臣は安倍内閣の重要閣僚の一人です、安倍総理にも一番近いと言われている方ですから、安倍内閣そのものもやはり地方に対する思いというものが問われていると思うんですけれども、その点について、大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 私のことについてはいろいろあり

がとうございます。また、私、大臣になってから、まさに怒濤のような日が続けていますし、とにかく一日一日全力で今過ごさせていただいているのであります。

今のお話でありますけれども、私どもは、集落、地域の方たちがそこを維持していきたいという意向であれば、過疎債や補助金等そこはやはり大事にしていきたい、その姿勢というのは変わりません。ただ、やはりそこに住んでいらっしゃる方の判断によつての結論になると思いますけれども、そこに住み続けるのであれば、そこについては私どもは政策的に支援はしていきたいということでありま

す。

○後藤(憲)委員 大臣、では、新型交付税も含めた地方交付税についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど大臣がおっしゃられた一定水準の行政サービスというところに直接関係することですが、先ほど寺田委員もお話をされたように、都市と地方の大きな格差を是正するには、やはりその地域に税収を生む企業や個人というものが存在をしなければならぬというのは大前提です。そうではないところが交付税に大変依存しているというのは事実だと思ひます。

財政力があるところは、やはり固定資産税の減免であるとかいろいろなサポートをする仕組みを持ちながら、さらにいい企業、優良企業も含めて企業誘致がされ、これは経産省の方でも閣法で、今委員会の方でもこれから議論をしますが、地域資源活性化法みたいなものとか企業誘致促進法みたいなものもいっぱい今回この国会でかかりますけれども、やはりそのときに、地方の自治体の財政力、要するに余裕があるかなしやによつてその企業誘致もなかなかできないというのが現状に一つあつて、財政力が豊かなところはそれがしやすい。この二極化というのは、先ほど私は、固定化や格差が拡大すると将来階級社会的になるかもしれないというお話を指摘をさせてもらいました

が、そうならないようにするために、では交付税

というものが今まで厳然としてあつて、それに大きく依存をしてきたものを、将来的にはもつと減額をしたいという財務省の考えもあるようですが、その点について、大臣、やはりその財政力を調整する、去年の地方六団体の提言では地方共有税みたいなものを新設しよう、前財務大臣だった谷垣さんはふるさと共同税ですか、というような発想もされている。

やはり、ここは地方交付税ということをメインに据えながら、あらゆる国と地方のいろいろな税源の問題もありますから、それも含めてきちっと議論をし、そしてこれからの地域の生き方、あり方というものをきちっと位置づけをしていただく必要があると思ひますが、その点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

○菅国務大臣 私はかねてから申し上げていたのは、今国と地方がよく言われていますのは、仕事は地方が六、国が四。しかし、税はこれは逆であります。私は当面の目標として、まず税において一対一というものを、これは諮問会議等でも主張しております。そして、地方分権改革推進法、さきの国会で成立をさせていただくことができま

した。こういう中で、地方分権が正式に行われたときには、やはり国と地方の役割をはっきり見直し、権限とか財源とか税源まで地方に移譲させる、そこが物すごく大事だというふう

に思ひます。

ただ、今現状を考えると、地方間の財政力指数というのは非常に違いがあるわけですから、そこは、私ども、地方交付税を総額を確保し、そこでやはりきちつと対応していくということが必要であるというふう

に思ひます。

○後藤(憲)委員 大臣、ぜひこれはまた二十年度の予算、今十九年度をやっていますが、これが仮にこのままの形で対応なされたにしても、まだまだ不十分だという部分は当然あると思ひます。「頑張る地方応援プログラム」でも三千億という予算の確保、これは特別交付税という形で対応していますし、あと、農林水産省や経産省や、いろいろありますが、せいぜい数百億規模がマックスで対応なさっている。それで本当に一、二年の中で頑張れる地域づくりができるかという、それも私は若干クエスチョンマークがつくんです。

これは夕張のちよつと関連しながら、今週号のエコノミストに、「自治体の財政破綻をどう考える?」ネットで聞きましたという調査があります。「破綻自治体は国の財政再建の犠牲者。国は住民負担が急増しないよう最大限支援すべきだ」という方が三九・一%、「結局、破綻自治体を国が支えるなら、これまでと同じことだ」二五・七%、「破綻もやむを得ない」というのが二四・八%ということでありま

す。

大臣、これも、先ほどの武正議員も質問がありましたけれども、大臣は、一定水準の行政サービスは、特に高齢者の方、お子さんを中心に配慮をしていくというお話をされましたが、実際、きょうなのか、あと数日なのか知りませんが、きつとした再建計画が出たときの大臣の判断基準はどこに置かれて、それをもう承認をするという前提で今対応をされているんですか。それとも、やはりもつと厳しく精査をするのか。それとも、市長の責任も問いつながら、議会の責任も問いつながら、条件つきでその再建計画を判断なさるのか。大臣、その判断の基準は何でしょうか。

○菅国務大臣 私の基準というのが、やはり北海道庁が北海道のことは一番よくわかつていうふう

に私思ひます。

方というものを私は基本的に尊重をして、同意をしたいというふう

に思ひます。

例えば、私、昨年の暮れに夕張を視察して、私の感覚と非常に違つたのは、例えばバス代が物す

ごく高いんですね。一つの市の端から端まで行くのに九百三十円かかるということでした。高齢者のバスは今廃止している団体も結構多くなつてきています。ですから、私は廃止してもおかしくないんじゃないかなというふうに自分で思っていました。しかし、病院に行つて帰ると二千元ぐらいかかりますから、これはやはり配慮しなきゃならないなというふうに私は行つて思いました。

ただ、そういう現実的なことは、私もより北海道庁が、周辺の市町村も含めてよくわかつておると思いますので、そうしたことを尊重しながら、夕張市がみんなで頑張つて、先ほど武正委員のお話がありましたけれども、青年会議所の理事長に私も会いましたけれども、とにかくみんな新しい町をつくつていこう、そういうものについては私もできる限り応援をさせていただきたいということでもあります。

○後藤(高)委員 多分、これから第二、第三の夕張市という、去年も質問させてもらいましたが、仮にあったとしたときに何が一番必要なのかというのは、人的、財源、二つだと思つてますね。人的については北海道庁が三人か四人か、新聞報道でしか知りませんが、派遣をしてお手伝いしているという話も聞いております。これからそういう、人、金両方で道がそういうふうになさるということの中で、国もそういう、人、金の部分でお手伝い、サポートをするというおつもりは、大臣、ありますか。端的で結構です。

○菅国務大臣 あるかないかと言われれば、あります。

○後藤(高)委員 大臣、これは先ほどの議論とも関係するんですが、今度、統計法の改正も予定をされていますが、統計局がございすね、大臣。私は、我が党でもいろいろな形で資料を整理したり、こういう格差時代の日本を検証するとか、私たちのPTでもいろいろな資料をつくつたりしているんですが、先ほど大臣が挙げた三つ以外にもたくさん、もちろん格差はすべてのもの、大臣のスーツと私のスーツ、大臣の方がはるかに高

いと思うんですが、一つの差というものはどんなものにもあるはずなんです。それは是認できるものとは思認できないもの、この区分も当然必要だと思います。

本当に個人の生活の部分まで、生活保護というものも当然ありますけれども、全体、今、本当に日本社会がどうなっているんだということを、大臣、ぜひ私は大がかりな全国調査というのを、本当に格差があるのかどうかという、何の原因で起きたかどうかということも含めて、私は、統計局を所管する大臣として、統計局の方に、ぜひその全国実態調査はしろという指示をしていただきたいと思うんですが、大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 前向きに考えます。

○後藤(高)委員 前向きというのとはばやってくるというふうには私は期待をしていますが、いろいろな御意見があると思いますが、実態あるかないか、それが原因はどうかというのとはしておかないと、やはりどうしてもだめだと思つたので、ぜひ早急に対応方をお願いしたいと思つています。大臣、もう一つ。

最近、大臣は、昨年のNHKの命令放送から始まつて、いろいろな新しい素材を提案し、法律の枠内で対応なさつております。それで、大臣、これは、そもそも本質論なんですが、大臣は公共放送というものをどういうものだとおっしゃるに定義なさいますか。

○菅国務大臣 我が国の放送というのは、民間放送と公共放送の二元体制で今行われ、お互いに切磋琢磨することによって発展をさせているというふうには私は考えております。

放送事業者というのは、NHKとか民放、そういうものを問わず、公共性がまず強く求められている。特にNHKには、放送法第七条に基づいて、公共の福祉のために、あまねく全国に放送する、さらに視聴率にとらわれない、豊かでよい放送番組の提供といった高度な公共性というものを期待されているというふうに思っております。今後、通信だとか、あるいは放送の融合の進

展、さらには視聴者の対価意識の高まりなど、時代の変化によって、NHKが提供する具体的サービスや受信料体系を不断に見直すことは必要であるというふうには私は思いますけれども、良質な放送をあまねく提供するという公共放送の基本的役割は引き続いて重要であるというふうには私は考えます。

○後藤(高)委員 大臣、所信表明の中で、放送法の改正という中に、NHKの経営委員会の抜本的改革、放送持ち株会社の制度化などを内容ということだけ触れて、放送制度の改正と言われますが、大臣、昨年のまだ今ごろは、NHK民営化論というのがございました。自民党さんでもそういう小委員会をつくつて検討されたという話を聞いています。

大臣は、今のお考えでは、NHKを民営化ないし分割するというお考えはありますか。

○菅国務大臣 私は、そういう考えは今持つておりません。

○後藤(高)委員 今は持つていないということでありま。

大臣、これは、これからの放送法改正にもいろいろな意味で影響するのであえてその定義をお尋ねしたんですが、今大臣がおっしゃったことは、基本的に、放送法の中身にあるNHKの目的でございますね。

いろいろな国の公共放送の定義というのを実はいろいろ調べてみたんですが、国によってばらばらであります。極論を言えば、民間放送にできない放送をするのが公共放送だという大胆な結論もございす。フランスでは、僕はフランスのあれが一番すごいなと思つたんですね、フランス語の振興の確保、文化的、言語的な遺産の価値の強調とか、市民権普及の促進とか、我が国の放送法にないいろいろな概念を持ちながら、公共放送を担当している社の目的として、公共放送の目的として列記をしています。

今のNHKの持つているこの目的、あまねく云々以下のことだけで本当にいいのかどうか。これは、先ほどお話がありましたけれども、受信料を義務化するかどうかということにも大きくかわると思うんです。

義務化している国もあります、していない国もあります。イギリスのように、十年ごとに、特許状か何かという名称ですが、BBCに対する許可を与えるときのあり方、税方式でやっているところ、そうではない日本方式でやっている、いろいろな形態があるわけですね。

多分、大臣は、公共放送を今後もNHKに対応させるというお気持ちなんだろうけれども、では、大臣、受信料の義務化をする前提条件というのは今お考えになっていますか。無条件で義務化をなさるんですか。

○菅国務大臣 私は前からこれを申し上げていますが、NHKの受信料の義務化については、通信・放送の在り方懇談会というのを昨年私どもはやりました。それに基づいて、政府・与党合意をいたしました。その内容というのは、NHKの内部の改革をまず進めた上で、受信料の引き下げのあり方、受信料の支払いの義務について検討を早急に行い、必要な措置をとるという形であります。

これまで義務化について、先ほど私は申し上げましたけれども、まずNHKの改革、それと料金を引き下げることを、そこはセットになっているというふうに考えています。

○後藤(高)委員 大臣、このNHKの受信料は、いわゆる公共料金ではないそうなんです。税でもない。

百科事典を見たら、公共料金としては、例えば、電気料とかガス料金、都市ガスですね、上下水道、電話料、郵便料金、いろいろいっぱいありますが、次のようなものがあるということで今列挙しました。なお、誤解されやすいがNHK受信料は公共料金ではないという注意書きがありまして、それで、公共料金とは何かということを、大臣、私はちょっと調べてみました。ほとんどの公共料金の決まり方というのは、い

わゆる総括原価方式という方式で対応なさっています。それがその認可をしたり、届け出だけで済む場合もありますが、いろいろな検討をして、例えば水道法であれば、料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らしてとか、電気であれば、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであるとか、効率的とか能率的とかいう言葉が法律の中にあるんですね。

NHKは、確かに、十六年間、受信料は据え置いています。いままが、どうやって決まっていたのかというときに、大臣がおっしゃられているように、二割下げなければ義務化はしないということであれば、総原価というものをどう考えて、それに対する収入を単価に割って料金というものを決めていくはずだと思いませんか、普通。

NHKさんからも総務省さんからもNHK受信料の算定根拠というものをいただきましたが、総括原価方式、これは基本的には公共料金と同じ考えでやっているということ、そして、法の規定は、放送法三十七条四項の、国会が承認をするという部分で対応している。積算は別にないわけですね。だから、これをどう見るとかということ、公共料金に近い。なぜならば、金融機関に行くとか公共料金のところにNHKの受信料というものがありますから、私はずっとそう思っていたんです。そうではないという定義もあるようなんです。

大臣、このNHKの受信料について、これは公共料金的なものであるというふうな言葉を多分おっしゃられたと思うんですが、平成十九年は六千億ほどの予算案になるようでありましたが、水準論として、総括原価方式ということであれば何らかの支出のポリウムがあると思うんですね。大臣は、そこは何かというふうにお考えになりますか。それによって二割削減なのかどうかということも含めて、多分いろいろな検討の方向性が出ると思うんです。いかがですか。

○菅国務大臣 まず、NHKの料金でありますけ

れども、昭和五十一年の予算委員会の際に、内閣法制局長官はこのような答弁をしています。「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえている」ということを政府の見解として述べておるところであります。

そして、NHKについては、先ほど私は、NHKの全国あまねく云々というお話をさせていただきました。いまだに民放では全国あまねくできていないわけですから、そういう意味で、私は、公共性というものは必要であるということを実は申し上げているところでもあります。

○後藤(斎)委員 大臣、ですから、額が、全体で六千億、一番マックスの平成十五年で六千四百億、これは別としても、これは、先ほど大臣も武正議員と議論をしたように、今、三千何百万世帯が積み上げた総収入なんです。総原価じゃないはずなんです。今回、六千億を出してきて、大臣はやむを得ないという御判断を意見書でなさったようですね。でも、受信料の本質を、それが五千億が適当なのか、七千億が本当に必要なのか、そのときの総原価でやるというふうには、NHKさんからいただいたものでも、それを基本にしているというお話があるんです。

だから、どちらかが、今、去年のものを前提にということであれば、それはそれでいいのかもしれないけれども、もともとの受信料という総額の設定じゃなくて、単価の設定をどうするかというところに、放送法にそれを義務化するのだから、その議論を大臣がどういうふうな方向性で考えておられるのかということと委員会の場で言っていたのかなと、その放送法に義務化の条項が入るかどうかが、この所信の中に入っていないかもしれません、大臣、そこを明確にしていた方がいいんです。

○菅国務大臣 NHKというのは、積み上げ方式

というんですか、私は、やはり今の現行水準というものを否定することはできないと思っていますから、こういった水準の上に立つて考えるべきことだと思っています。

○後藤(斎)委員 大臣、ちょっと話は飛びますけれども、最近のNHKは、いわゆる民放ではない公共放送の扱いの中で良質な番組を編成している、NHKさんはその自信もあるし、私もそういう部分があると思うんです。ただ、民間放送の方が、なぜあんなに形で、いわゆる捏造的な番組をつくったりするかのいうのは、私は、視聴率競争というものが非常に激化しているというその背景にあると思うんです。情報通信白書を拝見させていただいても、やはりテレビ局の広告収入みたいなものはそんなに伸びていないわけですね。むしろ、インターネットとか、そういう広告の方がウエイトが高くなっている。

一方で、今視聴率を把握している会社は二社しかない。これは、二〇〇三年に視聴率の改ざん問題みたいなものが出たときに、当時の麻生大臣が、一社だけだと困るよみたいな話をなさっているようなことも記録に残っております。

この体制のあり方や、視聴率競争に過度にというの、バイが縮小というところかと思いますが、マーケットがそんなに大きく伸びない中で、前提で難しい部分もあると思うんですが、やはり視聴率というものをどうとらえて、そして総務省として、大臣としてどういうふうなそれに、例えば視聴率の会社を二社にした方がいいとかということも含めて、大臣、具体的に、なおかつ手短にちよっとお考えをお聞かせしたいと思います。

○菅国務大臣 委員の御指摘にありましたように、やはり視聴率を余りにも重要視する中で、番組内容をなおざりにしてまたあのような不祥事が出てきている、このことも私は事実だということに思っています。放送事業者というのは、視聴率に一喜一憂するのではなくて、国民・視聴者に信頼される放送というのを第一義的に考えて行っていた方がいいというふうに思いますし、また一方

で、視聴率についても信頼性というのは重要であります。今、一社ということでもありますけれども、一社がいいのか二社がいいのかということも私どもが余り言及することではないと思いますけれども、しかし、やはり信頼性の高まるものであることの努力は関係の皆さんにお願いしたいなというふうに思います。

○後藤(斎)委員 一社でも二社でも、それは信頼性があればと、私も思うんですが、アメリカでは一九六一年に、やはり視聴率競争の中で、本によると、番組の低俗化が非常に連邦議会の中でも議論をされ、それ以降当局、いわゆる役所が法律や行政命令によって視聴率のチェックをするという話もあったんですが、結局は、民間のメディアの業界の代表者や第三者なんかも含めて、第三者の監視機関をつくって視聴率に対して目を光らせているというふうなことがあるんです。

だから、私も、きょうの新聞にもありましたけれども、大臣が行政命令や法律を改正して過度に、言い方はちょっと失礼かもしれませんが、介入という言い方が適切かどうかは別としても、そういうことなのか、それとも、やはりみずからメディアの責任としてそういう監視機関みたいなものを含めて信頼性を高めるのかという、多分二つではないかな。私は、個人的には後者の方が正しいと思っています。私は、大臣、その点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○菅国務大臣 日本では、番組のチェック機関としてBPOが設立をされて、放送倫理と番組の質の向上が図られている、このことは私も認めさせていただきたいと思っています。

しかし、今回のように、捏造したものがそのまま報道されてしまう。そういう中で、今までもそうしたことがあったときに、再発防止策というものをそれぞれの放送事業者にゆだねて提出をしていただいていたわけですが、それだけではなく、しかしまたこうしたことが起きてしまった。

私は、報道の自由とか番組に介入する気持ちは全くないんです。しかし、事実でないことを事

実のように報道するということは、これはやはり絶対許しやならないと思うんですね。それは非常に影響が大き過ぎますから。ですから、それは自己規制と同時に、そうしたもののについても再発防止策、今回もそれぞれの放送事業者がみずから考えてもらって、それに私の意見をつけてそれを公表する、オープンにする、そういうことが私はやはり必要ではないかなというふうに今思っています。

○後藤(倉)委員 その裏返しでいえば、子請、孫請みたいな委託を、実際つくるところに過度な負担というコスト削減みたいなものもあるとか、いろいろ要因もあると思います。

大臣は、今回の所信の中で、情報通信産業は我が国の成長力、競争力の原動力ですというお話がございいます。ただ、情報通信白書を拝見させていただくと、情報通信産業で国内生産額は減少しています。一方で、情報通信産業が経済成長に与える影響ということで、寄与度が実質GDP変化の四〇％という記載も白書の中にございいます。これは、減っている中であるから、いろいろな過度な行き過ぎやコストカットみたいなものは番組の制作に影響があると思うんです。

だから、携帯電話もそうだし、いろいろな情報通信産業が韓国やほかの国に比べて非常に今立ち回れているというふうに私自身は思うんですが、大臣、最後に、この情報通信産業を世界にもう一度冠たる競争力ある形にしていくんだという御決意の御答弁をぜひお願いいたします。

○菅国務大臣 委員から、情報通信産業についての御指摘をいただきました。

今の日本の成長分野では四割が情報通信産業でありますから、そしてアジアの成長というものを考えたときに、アジアには二けた成長する国が数多くあります。人口も数多くいます。それをやはり日本の成長としてとらえることというのは私は極めて大事なことで、というふうに思いますし、それはまさに情報通信産業であるというふうに思いますので、情報通信産業がそうした世界の中

で、私は自動車産業と並ぶという話をさせていたでいていすけれども、そういう形で成長することがやはり日本の発展につながる、非常に大事なものである。そういう観点の中から、今度懇談会などをつくったりし、また、情報通信産業を、特に成長するアジアの中で日本は何かと進出することとできないかなということに非常に強い決意を持って今臨んでいるということでもあります。

○後藤(倉)委員 ぜひ大臣、ただ、実質の生産額も雇用も減っているという前提で、さらに前向きにやはり対応していただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、きょう最初に、夕張の問題について質問したいと思っております。

昨年九月三十日付の日報のインタビューを読みましたけれども、菅大臣はこういふふうに言うてはりますね。「第三セクターの破綻は、銀行にも当然責任をとらせるべきだ。自治体に対しては憲法上の問題もあると聞くが、基本は貸し手が責任をとるべきではないか。これまでは自治体がつぶれるわけがないと、どんどん融資してきた。今はそういう時代ではない」という発言を読みました。この発言は間違いのないですね。

○菅国務大臣 このことについては、私、当時のものを精査しました。私の発言は、「第三セクターには当然、向こうにも責任をとらせるべきだ」といふふうに思います。それは、自治体に対してというのは、何か憲法上の問題もいろいろあるという話も聞いているのですけれども、基本はやはり私は責任をとるべきではないかなというふうに思います。」ですから、日報の記事と私のニュアンスが若干違っていることは御理解をいただきたいと思っております。

○吉井委員 第三セクターということで、市そのものじゃなくて、市も第三セクターも含めて今問題になつていますから、要するに、基本は貸し手責任ということをやられていた点は間違いのないと思います。

今回の破綻の背景には、政府の八〇年代の民法、リゾート法によるリゾート開発の国策に沿って、いいますか、国策に踊つていいたすか、市自身がリゾート開発、観光開発に走ったという責任、問題はあろうと思うんですが、一九八八年に松下興産が大型プロジェクト、リースイリゾート開発計画を掲げてこの市に乗り込んできて、ところが一九九六年になると、リゾートブームの退潮傾向ということが明らかになってくると、夕張市にホテルなどを押しつけて買い取らせ、二〇〇二年三月には、リースイリゾートは不採算部門だとして松下興産はさつさと撤退をしていくという問題がありました。これはこの話だけじゃありませんけれども。

いずれにしても、夕張市土地開発公社が二十六億円でこれを買収して、マウントリースイには温泉施設を付加するなど、事業費を含めて約三十億円の負担をこうむった。松下興産の銀行債権の夕張市へのつけかえなどが決定的に財政破綻を加速したという問題があると思うんです。

こうした経過をきちんと見たときに、昨年大臣が語っておられた、「銀行にも当然責任をとらせるべきだ。」「基本は貸し手が責任をとるべきではないか。」というこの発言の内容にかかわる事実が、つまり、銀行の貸し手責任が問われる事実があつたのかどうだったのか。この点について、大臣のお考えというものを聞きたいと思っております。

○菅国務大臣 まず、第三セクターは独立した事業主体でありますから、それが破綻するような場合は、出資者である地方公共団体だけでなく、債権者等関係者間の責任分担を明確にして債権債務関係の整理を行う、これが私は必要であるというふうに思っています。

その債権債務関係の整理に当たっては、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づき負担を負う、これが原則だというふうに思

います。

そして、今ホテルとスキー場の話がありました。これについては、先ほども申し上げたんですけれども、地方債を充ててほしいという相談が北海道から国に対して平成十四年にありました。しかし、それは難しい、無理だということを私も北海道に申し上げています。その結果として、市がそういう形で取得したものだと思っています。

○吉井委員 私もういろいろ見ておりまして、例えば日経金融と日経新聞で、夕張市、公社、第三セクターの借り入れなどを見たときに、みずほ銀行から夕張市が借りた形をとって、その金が第三セクターへ行ったりとか、いろいろありますが、マスコミの報道をトータルすると、例えば一例を挙げると、みずほ銀行から市と公社、第三セクターへ百六億円貸し付けというのがありますが、別な資料を見ると、市の三十八億と、公社、第三セクター九十九億九千九百九十九万円を合わせると、みずほ銀行からこの夕張の第三セクターや市などへ合計百三十八億円貸し込みがあるという問題などがあります。

ですから、金融機関別にきちんと借金額を確定して、例えば、今大臣もおっしゃったように、これはどが責任を負わなきゃいけないのかとか、その責任をどう分担するかとか、例えば、みずほの例を挙げましたが、みずほと市が話し合って、銀行の債権の一部を放棄するなり、あるいは財政再建のある程度のめどが立つまで一時凍結ということと考えると、そうすると随分再建計画というのは変わってくるんですね。

大臣は、あなたのおっしゃった銀行の貸し手責任を明らかにさせる上でも、まず金融機関別に夕張市の借金額それから債務の状況を公表させる。要するに、市民は何もわからないまま、とにかく三百六十億があつて、これがあるから我慢しろ、我慢しろだけでは、普通はとも通る話じゃないと思うんですね。これはまず債務の状況を金融機関別にきちんと公表させるということが私は大事なことで、と思うんですが、大臣の考えを伺ってお

きます。

○菅国務大臣 夕張市は、一時借入金及び地方債の借入先の金融機関名あるいは借入額については、情報公開条例の非公開情報に当たるということから公表しないということになっていることを私自身は承知しております。第三セクター、公社の債務の借入先の金融機関名、借入額に関し夕張市が保有する情報についても同様で、公表しないということでもあります。

財政に関する情報の開示というのは私は重要だというふうに思いますけれども、これは、今申し上げましたように、夕張市が判断することだというふうに思います。

○吉井委員 日本共産党も、調査団で私も行きましたけれども、その後、一月二十六日に大臣に申し入れをしたときに、大臣も、市の債務状況を明らかにすることは当然だとおっしゃったわけですが、私は、とにかくこれだけ借金があるから我慢しろ、我慢しろだけの話じゃなくて、一つ一つの借金がどうしてできたのかという経緯とか、その責任は市民が負わなきゃいけないのか、どこがその一半の責任を負わなきゃいけないのかとか、それをきちっとしていく上でも、本来、債務の状況についてはきちんと公開をさせていく、それが必要だというふうに思います。

大臣のお考えは、一月にお答えいただいたそのときの、債務公開は当然だという考えは私は変わらないと思うんですが、やはりそれを市に対して、情報公開を口にしてうやむやにすることじゃなくて市民の理解を得られないだろう、そういう話はきちっとやってもらう必要があると思います。

江戸時代の逃散のように、夕張で住めないからといって人がどんどん出てしましますと、そういう政策をとってしまうと、これは本当の夕張市と市民生活の再生にはならないと思うんですね。産業と雇用を生み出し、所得が生まれ、暮らしも成り立つ、そこに市民が住んでこそ市税収入も入ってくるわけですし、夕張の再生が成り立つわけ

ですね。だから、菅大臣は昨年末、調査の後、一定の行政水準、サービスは維持するということは言っておられるわけですが、私は、憲法上の規定からしても、福祉、教育、防災などの行政水準はきちんと維持していく、この立場は貫いていく必要があると思うんですが、これについても伺っておきます。

○菅国務大臣 夕張市においては、一月二十六日に公表した素案、これをもとに財政再建計画を策定して、協議を行うことになっていくというふうに思っています。

財政再建に当たっても、地方公共団体は、法令で定められた事務など、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を続けていくということは、委員の御指摘のとおりだというふうに私も思います。

夕張市も、こうしたことの前提の上に立って、市が抱える多額の赤字を解消するために、歳出削減、歳入確保の両面から、徹底した行政運営の見直しを検討しているというふうに思います。その上で、高齢者や特に子供に配慮するなどの再建計画の案が出されるものと思います。

○吉井委員 これは、歴史的に見ても、もともとこの夕張の山というのは国策によってつくられてきたところでもありますし、古くは、空知監獄の囚人労働を受け入れての発展とか、中国、韓国、朝鮮からの強制労働、強制連行による戦争中の炭鉱の生産活動とか、歴史的経緯が随分ありますから、そしてリゾート法などの問題があったわけですから、そういう歴史的な経過も踏まえて、やはり国として必要な支援というものをきちっとやっていくということを私は強く求めておきたいと思えます。

次に、頑張る自治体問題について質問します。大臣が音頭をとる形で「頑張る地方応援プログラム」というのが進められようとしています。この「頑張る地方応援プログラム」を始めようとした理由、これをまず伺います。

○菅国務大臣 私は、総務大臣に就任をしたときに、地方に対して二つのことが必要だと思いました。

一つは、やはり地方に安心感を持ってもらうこととあります。それは、地方交付税がこれから先行きどうなるかわからない、そうした不安感を地方の首長さんが持っていました。さまざまな話も私は聞いていました。ですから、少なくともこれから三年ぐらいのそうした交付税の予見可能性ぐらいは示す必要があるというふうに私は思いました。そして、今そのことを作業させております。

そしてもう一つは、地方の活力なくして国の活力なしというのは安倍内閣の基本であります。私も秋田の小さな村で高校まで育ちました。全国どこに行っても、財政力指数が低くても、地方には必ず特色があって魅力がありますから、そうしたものを引き出す政策というのが私は必要だと思っただんです。

その中で考え出したのが、この「頑張る地方応援プログラム」であります。財政力指数が低くても頑張るところには応援をしよう、そして、全国どこにいたとしてもそれぞれの地域の魅力を引き出してさまざまな町づくり、地域づくりが行われれば、国そのものも元気になるだろう、そういう私の考えからこの「頑張る地方応援プログラム」というものを提案しました。

○吉井委員 頑張る地方を応援するというこのプログラムが、自治体がこれで元気になるということよりも、もともと元気のいい自治体が一定の成果目標を達成したらそういう自治体を応援しようということのようですか、なぜ元気のある自治体に限定してくるのかということが問題になると思いますが、これはどういう理由でこうなるんですか。

○菅国務大臣 ぜひ私の考え方を御理解いただきたいんですが、私は副大臣になったときに、財政力指数が平均以下、〇・五幾つだと思っておりますが、そこ以下のところでも、例えば行政改

革をやったところについてはインセンティブを与えるべきだ、そうしたことを実は政策に反映しておりました。

そういうことを考える中で、このプログラムについては、財政力指数の低いところでも元気になる仕組みのプログラムであります。市町村に対して、プログラムに円滑に取り組みできるように取り組み経費というものを特別交付税によって措置したいと思えますし、成果指標を普通交付税に算定する場合には条件不利地域に配慮したい、そうも思っています。

そして、関連省庁、私はこれを行うについて、経済産業大臣、農林水産大臣、さらには国土交通大臣等にも私どもの考え方を示し、それぞれ省庁横断でやっていく、そういうこともお願いをしまして、関係省庁と連携を図って、プロジェクトに対しては補助事業の優先採択等を行ってもらう、こういうことも実は詰めさせていただいています。

条件不利の地域であってもプロジェクトに取り組めるように配慮をさせていただいていますし、また、成果が上がるようにも支援をしています。言うならば、条件不利地域にあっても一定水準の行政サービスができるように地方交付税で措置すると同時に、こうした頑張るもできるように特別の配慮をさせていただいているということでもあります。

○吉井委員 条件不利地域でも、頑張るところには、一定の成果指標を達成したところは応援するというお話です。

確認しておきますが、現在も、地域再生や地域活性化事業、わがまちづくり支援事業、地域経済新生事業、地域を支える人づくり事業など、地方自治体の自主的な取り組みが行われています。

例えば、地域活性化事業。メニューとしては、低公害車導入、太陽光発電など循環型社会形成事業だとか、少子高齢化対策事業、都市再生事業などがありますが、こうした取り組みを応援する目的で昨年度、都道府県と市町村で九百三十九億円

の起債が認められておりますね。わがまちづくり支援事業や地域経済新生事業、地域を支える人づくり事業などは、交付税を算定する際にそういう事業が展開できる財政措置がとられていますね。だが、今回の場合は、自治体の手を挙げて成果指標を出さないとだめだ、こうなっているわけですから、今までのような支援のやり方じゃだめなのか。これはどういう理由ですか。

○菅国務大臣 「頑張る地方応援プログラム」は、地方独自のプロジェクトに円滑に取り組めるように、まずはその取り組みに要する経費に対して特別交付税を講ずることとしております。この措置は、あくまでもプロジェクトを策定した市町村を対象とするものであって、プロジェクトに取り組みまない市町村にまで配分するものではありません。

また、このプログラムの支援措置の基本は、行政改革の実績を示す指標や製品出荷額などの客観的な成果指標を用いて普通交付税の割り増し措置を行うものであり、この措置を行うに当たり頑張りの成果というものを求めているものであって、ばらまき政策ではないというふうに思います。

○吉井委員 現在もちゃんと仕組みがあるのに新たにこういうわけですが、そのために成果指標を出さないとい。では、その頑張りの評価というものは今度どこがやるんですか。

○菅国務大臣 これは、私どもが今地方に出向いて、地方からもさまざまな意見を伺っています。七月までにははっきりとしたものを策定したいと思っています。

○吉井委員 頑張りの評価をするのは総務省でしよう。

○菅国務大臣 これは、あくまでも客観的な評価指標にしたいと思っています。

○吉井委員 評価指標の問題じゃないんです。その指標をつくったにしても、評価するのは総務省でしよう。

○菅国務大臣 私どもでその評価はしません。指標に基づいてというふうに考えています。

○吉井委員 指標という数字がどこか別なところにあつて、その数字が評価してくれるんじゃないです。その指標に基づいて評価するのは総務省なんですよ。そこを言っているんです。それはそのとおりでしよう。

○菅国務大臣 指標が評価するんじゃないでしようか。

指標を出すわけですから、それについてやっていけばということですから、私どもの恣意的なものはいらないということですか。

○吉井委員 国が指標をつくり、その指標に基づいて評価するのは総務省なんですよ。つまり、国が評価するんですよ。国が基準をつくり、国が評価する。

財政支援ということであれば、これは国庫補助金でやればいいわけなんです。問題は、地方交付税というのはもともと地方の固有財源なんです。その地方の固有財源を国が評価して、国が決めていくということ、これは根本的におかしいんじゃないですか。

○岡本政府参考人 今大臣からお答えさせていただきまして行革インセンティブでやっておりまして考え方を、ちょっと事実関係を御説明させていただきます。

行革インセンティブということで行革の指標をやっておりますが、例えば物件費が高いところと低いところと、そういうような徴収率を上げていくという努力をするということによって客観的な指標としての徴収率が上がるということとあります。物件費が全国平均より比べて低いというところが、相対的にはその経費がよりかかっているだろう、そのことを基準財政需要としてとらえて、その部分を算定しているということでございます。

○吉井委員 大臣がいけない間のつなぎの、いわば休憩時間みたいに今お話しいただきましたけれども、日ごろは、交付税は地方の固有財源だと言っているんです。交付税の配分は総務大臣の権限、これはそうなんです。その配分に

ついては、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、公平にその超過額を補てんすることを目的として交付しなければならぬというのが、御承知のように交付税法三条ですね。ところが、「頑張る地方応援プログラム」というのは、配分の基準になるのは、転入者人口、農業産出額など成果指標を掲げて、法律では、財源不足の自治体には公平に配分しなければならぬとしているわけですが、これはどう考えても整合性がないということになります。

大臣にそのことを伺おうと思ったら、ちょうどトイレへ行かされたんで、今の私の質問の意味、わかっておられたかどうかはあれですが、これは大臣が提案しているもので、私は大臣にそこを聞いています。

この頑張る地方応援、やるなどと言っているんじゃないですよ、大臣、頑張るところを応援するなどと言っているんじゃないんです。交付税というのは地方の固有財源なんです。しかも、財源保障するためのもので、人口がふえたとか農業産出額がふえたとか、そういうことを基準に配られるものじゃないんです。国が自治体を応援するということはいいんですが、そのために財源が必要なら、国の財源で本来行うべきものなんです。交付税というのは地方独自の財源で、国の政策誘導の手段に使われるべきものじゃない。これは栃木の知事の言っておられるとおりだと思ふんです。交付税を政策誘導に使うことは避けた方がいいという静岡の知事の発言も、私はそのとおりだと思ふんです。

だから大臣、今のことを踏まえてお答えいただきたいのは、大臣は、第二次分権改革を進めると言い、今後、国と地方の役割分担の見直しをしようと言っているんですね。その大臣が、やるとすれば補助金で実施すべき施策を、自分が所管している交付税を使ってそれに充てると。この交付税というのは地方の固有財源なんです。それを、使って何か補助金的に、政策誘導的に行うというものは、そんなことをやってしまったら、交付税が

地方のモラルハザードを招いているとかいう話があります。モラルハザードを起こしているのは総務省じゃないかということになってきます。そのところを大臣にお答えいただきたいと思ふんです。

○菅国務大臣 今日の交付税の算定というのは、例えば義務教育とか福祉、こうしたものに義務づけられた行政水準を確保するための義務的、基礎的な経費と同時に、全国の中で、過疎地などの条件不利地域の特別な財政需要とか、あるいは行政改革等の全国共通の政策課題についての経費を対象とする、この二つが実はあります。

そして、この頑張る地方というのは、まさに魅力ある地方を目指す全国的な指標の一つであつて、そのことを交付税の算定にしようということであつて、あくまでも交付税というのは使途を限定されない一般財源でありますので、これは委員の御指摘には当たらないと思ひます。

○吉井委員 委員の御指摘に当たらないんじゃない。一般財源なんですよ。交付税というのは一種の間接課徴形態の地方税と言われているものです。だから、本来、地方税だから、国があれに使え、これに使えと言っている話じゃないんです。財源不足があるから、自治体に成果指標があろうがなかろうが公平に配るとい。そういう性格の交付税を成果指標で配るとい。うことは、これは交付税の性質、根本的に違うものにしよということですから、応援をしようというなら、国の財源である国庫補助金でやればいいことで、地方の固有財源である交付税を、成果主義と言うべき事業所数、製品出荷額などの成果指標で配分するということは、これは交付税の補助金化というものに変えてしまふ、地方分権を推進する担当大臣としてはこういうことはやっちゃならないということを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わります。

○佐藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

私は、きょうは二つの問題に絞って質問したいと思うんですが、まず第一は、NHK問題に対する質問、それからもう一つは、関西テレビの事案に対するさまざまな動きが出ておりますので、その点について伺いたいと思います。

まず、NHKに対する命令放送、あるいは「E TV 2001 問われる戦時性暴力」問題にいたしましても、公共放送であるNHKに対する政治のあり方、あるいは政治に対するNHKのあり方、この両面から重要な論点になっていると私は受けとめております。

そこで、まず、NHKであれ民放であれ、放送機関に対する政治のあり方として留意すべき観点あるいは立場、大臣はどのように認識しておられるか、伺いたいと思います。

○菅国務大臣 放送法では、表現の自由を保障するという観点から、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」として放送番組編集の自由を規定した上で、放送事業者の自主自律により放送番組の適正を図る仕組みになっております。

こうした法の仕組みにのっとり、まずは、各放送事業者において、放送の持つ高い公共性と社会的責任を自覚し、良質な番組提供が行われる、このことを私はまず期待いたします。

なお、電波、放送を監視する総務省としての立場でありますけれども、こうした法律で定められる番組準則や各放送事業者がみずから定める番組基準等が遵守されるように必要な対応を行ってまい、そういうことであります。

○重野委員 大臣は、就任以来今日まで、NHKの受信料を中心に、ざっと私が数えただけでも二十回近く発言をされております。中でも注目されることは、例えば一月十六日、受信料を値下げすべきである、このように断言されました。そこで聞きますが、いかなる法的根拠に基づいてこうした一連の発言を繰り返されておられるか、これをお伺いいたします。

○菅国務大臣 私は、放送を所管する担当大臣として、NHKを含めて放送全体の健全な発達に責任を持つている立場であります。

NHKに関しては、放送法第三十七条の第二項の規定により、総務大臣は、NHKから提出された収支予算等について、その内容を検討した上で大臣意見を付す、こういうことになっております。この規定に基づいて、来年度NHK予算等に付した意見の中で、NHKの改革に向けた取り組み、将来の受信料額のあり方、国際放送に関して私の見解を付したところであります。

また、放送法第三十三条は、総務大臣がNHKに対して国際放送の実施の命令を行うことができる、こうなっております。

これらの制度を運用するに当たって、閣議後会見などで、基本的な考え方、背景などについて行政の立場を説明する、このことは当然のことであると私は思います。

○重野委員 私が問題にするのは、そもそも受信料を決めるのはだれが言い出しつべなのかということ。

放送法三十七条、今大臣言われましたけれども、この三十七条をずっと順を追って読んでいきますと、第四項によると、「受信料の月額額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによって、定める。」こういうふうになっております。

そこで、その第一項を読みますと、第一項は、「協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。」こういうふうにあります。さらに、第二項で、総務大臣は、「これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。」

こういうふうな流れを見ますと、まず、受信料などを決める、それを発するのはNHKであって、大臣ではないはずですね。大臣、この点については異論はないと思うんですが、いかがですか。

○菅国務大臣 NHKの受信料額を決めるのは、今委員の御指摘にありましたように、放送法第三十七条の四項、この規定によつて、国会がNHKの収支予算を承認することによって定める、こうなっていますから、これはやはり、NHKが定めるものではなくて、国会が承認するものと私は思います。

○重野委員 NHKが国会の承認を得て決めるんですね。それはそうです。

今紙面をにぎわしている議論は、そういうことではなくて、この問題についてももっと掘り下げた議論をしたいと私は思うんですが、とにかく、公共放送たるNHKの根幹である受信料です。受信料をいただいているから公共放送、こういうことが言えるわけでありまして、その受信料の引き下げなどを政治が先行して口出しすることは控えるべきではないか。口出しという表現が適当かどうかは別として。

つまり、公共放送たるNHKの性格を考えたと場合、行政は慎重な対応が求められてしかるべき。つまり、報道の自由、知る権利などを考えた場合に、公共放送たるNHK自身の運営責任によつて受信料のあり方などが決められる、そのことがまず尊重されるべきであつて、もちろん、政治が、国会が承認をするわけですが、しかし、だからといって、この間、大臣が繰り返し述べられていることが妥当であると私は思えない。むしろ、大臣はそういう点について抑制的でないければならぬ、筋論からいってこのように私は考えるんです。その点について、どうですか。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたように、国会で最終的に決める。また、放送法第三十七条の二項には、NHKから提出をされた収支予算等について、その内容を検討した上で総務大臣の意見を付与するというにも実はなっています。

こうした制度は、国民・視聴者から徴収される受信料額の決定やその適正な支出などを確保するために設けられた仕組みであつて、国民の負担にこたえるべく、行政及び国会は適切に意思という

ものを表明すべきだというふうに私は思います。

○重野委員 私が表現がうまくないからなかなか受けとめていただけないと思うんですが、問題は、この間、この義務化の問題も、常に最初にアドバランが上がるのは大臣です。それに対してNHKの側がコメントする、こういうタイムラグで物事が進んでいるというところに、私はやはり問題があるという意識を持つわけですね。その点について、どうですか。

私は、やはり主体は、内容は別として、常に発信はNHK自身が発信されて、それに対し総務大臣たる菅大臣がコメントしていく、そういうやりとりが進んで結論が導き出される、そういう流れではないかと思うんです。そのところがちよつとやはりずれていく感じがいたしますが、その点はどう考えていますか。

○菅国務大臣 そもそも、この問題というのは、政府・与党合意の中に実はうたわれております。NHKは経営改革をする、そして、料金の義務化の問題、引き下げの問題、こうしたものが一体となつて行われる、こういうことが実は政府・与党合意の一つの事項に、正式な文書になっております。

そして、私は、本来であれば、NHKが経営改革を行つて、今の料金の現状、七割の人しかお支払いをいただけていない、もつと言つと、例えばホテルだとか業務だとか、そうしたものの料金徴収のあり方というのは非常に不公平である。私は、このことも副大臣当時から何回となく実は指摘をしてきています。そして、先ほど申し上げましたけれども、母数となる五千万、これについて正しくいかどうかも含めて、そうした問題について、本来であれば、NHKがこうしたことを積極的にやつて、国民の皆さんの不公平感というものを是正すべきだというふうに私は思っています。しかし、そうしたことがなかなか見られていない中で、私は、所管をする大臣として考え方を申し上げたのであります。

○重野委員 この点については議論が平行線であ

りますが、かの大本営発表ではありませんが、そういう時代を経験して、戦争が終わって、そして戦後の歴史があり、今日がある、こういう歴史の流れの中で、いわゆる公共放送というものがどうあらねばならぬかという基本的な議論。

私は、大臣が言うように、確かにいららざる、不満足な部分もたくさんあると思います。しかし、それはあくまでもNHK自身がそのことを実行するということが決定的に重要な問題であるかというところが決定的に重要な問題でありますけれども、いずれにしても、私は、公共放送たるNHKというものの独立性と、そして、日本でただ一つの公共放送であります、非常な価値がそこには存在しているわけですね、そのことをしっかりと踏まえて、今後とも引き続きこの問題については大臣とやりとりしていかなければならぬなと思っていますので、よろしく願います。

そこで、今度は民放について。
民放についても、例の関西テレビの「あるある大事典」、これにかかわりまして、にわかに総務省とかかわりが紙面をにぎわせておる。これも私は、やはり、放送というものの対する独立性とかか自主性というものをどう担保していくか、そのかわりにおいて重要な意味を持つていくと。まず、当初、関西テレビに対し報告を求めたとされておりますが、その報告を求めた法的根拠はどこにあるんですか。

○菅内閣大臣 さつきのNHKに一つつけ加えさせていただきますが、今、約三千六百万世帯の人に受信料をお支払いいただいている、約一千五百万前後の人が受信料を支払っていない。こうした三千六百万前後の世帯の方に対して余りにも負担がかかっている、余りにも不平等である、こうしたことが私の大きな問題意識にあることをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

さらに、今の関西テレビの問題でありますけれども、これにつきましては、電波法第八十一条に基づいて、近畿総合通信局を通じ報告を求めたものであります。

のであります。

○重野委員 さらに伺いますが、関西テレビによる報告がなされた、けれども、その報告が十分として追加的対応を関西テレビに求めている、このように聞いておりますが、まずその点を確認いたします。間違いない、そのことはやったというのであれば、その理由と法的根拠について説明してください。

○菅内閣大臣 間違いない追加を求めました。内容、なぜかということでありまして、制作現場レベルの原因、責任についての記述に終始しており、編集責任を持つ放送会社全体としての経営レベルにおける原因、責任についての分析がなされていない。もっと言いますと、制作会社、その孫請会社の責任に終始したということでありまして、

事実を曲げたか否か等、放送法上の観点からの検証が十分ではなく、また、再発防止に関する具体的な内容の記述が全くありませんでした。報道されたすべての番組についての報告がなされたわけでもありませんでした。

さらに、一部週刊誌等で書かれていますけれども、インサイダー情報の悪用の疑いに関する報告が全くなかったということであって、非常に不十分である。そういうことで、再報告を求めました。これは、前回と同じ電波法第八十一条であります。

○重野委員 「無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。」これが八十一条です。

非常に包括的な内容なんです、発生した事柄とこの規定の活用という点にはいささか隔たりがありはしないかという認識を私は持つわけですが、大臣の見解をお伺いいたします。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

関西テレビのこの番組につきましては、ただいま大臣から御答弁がございましたように、事実に関する放送を行ったということでございます。

しかしながら、総務省としましては、今申し上げました三点、関西テレビ自体が、この番組の中に事実と異なる放送が含まれていた、すなわち捏造であるとはっきり言い切っているということ、また、一月二十日に発表されました後、現地にございます近畿総合通信局から関西テレビ放送に対して事実関係の調査報告を求めたにもかかわらず、一月三十日まで何ら報告がなかったという点、そしてまた、当該一月七日の番組以外にも多くの疑問が、特に捏造の可能性があるという疑問があった、そうしたことから、電波法八十一条に基づいて報告を求めたものでございます。

この電波法八十一条は今議員お読みになりましたとおりでございますが、今回の件は、無線局である放送局のその番組に問題がある可能性が高いということでございます。放送局の適正な運用を確保するために、当該放送局の放送番組に關して報告を求めたというものでございまして、特に違和感を覚えるものではないと考えております。

○重野委員 では聞きますけれども、この八十一条によつて報告を得た、ではこれから先、どのような措置を講ずることになるのでしょうか。当初の報告では不十分であるから追加の報告を求めると、つまり、当初の報告では問題に十分答えていないという認識に総務省は立つわけですね。そうすると、追加報告がなされます、その後いかなる措置を講ずるのかという問題が次に出てくるわけですね。行政が何らかの措置を講じようとするれば、少なくとも現行法では、電波法第七十六条による無線局の停止あるいは取り消しだけのはずで、すね。まさかそのような措置を考えているわけでは無いんでしょうねと思うんですが、とすれば、今後どのような措置を考へるんですか。

○菅内閣大臣 関西テレビ放送からの再報告を受けて、報告内容を見て厳正に処分したいと思っております。

○重野委員 今大臣は、厳正に処分をするという。処分の内容がどういふものになるのかなという。私を私は聞きたかったんですが、それは明らか

かにされております。

大臣は、二月十三日、今まで行政指導をしてきたが、次から次へと事実が出てくる、何らかの再発防止策を考えなければならぬ、こういうふうに関言したと聞いております。この発言が事実とすれば、私は極めて重要な問題だと。今大臣がお答えになりましたけれども、放送法あるいは電波法、そういう法律の改正ということにつながつていくと、私は、事はまた違った意味で大変深刻な問題を提起すると思うんです。

そうでなくとも大臣は、NHKに対する命令放送に始まって、放送に対する一連の発言等々を見て、非常に攻勢的であるというふうに私は受けとめているんです。

問題即法改正、こういった対応が果たして正しいかという点の問題意識を私は持ちます。そういう考え方は、大臣の考え方の中にはもうあるでないのか、いや、あるけれども、しかし現実はこのなのだというのか、そこは違ひがありますから、そこをもう一度答弁してください。

○菅内閣大臣 私は、報道の自由とか番組編成の自由、そうしたものに立ち入ることは全く考えておりません。ただ、公共の電波というのは非常に影響力が大きいんです。捏造されたことがあっても事実のように報道されて、所管大臣として何も発言をしないというのは、私は責任回避だというふうに思っております。

そして、昨年もしましたことがありました。再発防止策というものをそれぞれの放送事業者それぞれの都度出していただいておりますけれども、それによつても実はまたこうしたことも出てきているわけですから、やはり、行政指導と行政処分の間、余りにも差があり過ぎるんです。その間に再発防止のための何らかのものが私は必要ではないかなというふうには実は考えました。そして、このことも当然、報道の自由、編集の自由、そうしたものに触れない形でできないかということ、今その改正について考えているところでありま

私自身は、こうして捏造された事実が報道されることを非常に深刻に考えています。

○重野委員 私は、やはりあくまでも放送会社が、あるいは業界というんですか、こういう事態をどう受けとめて、どうしようか、どうしなければならぬかという努力をするというのが第一だと思えますね。放送倫理・番組向上機構というのがありますが、その中でも、今の民放における下請、孫請、ひ孫請という構造、そういう構造に起因するとはっきり言っているわけですね。そういうことに対する問題意識を持って、業界の中にある自浄機能が今やろうとしている。そのことをやはり大臣もしっかり尊重して、そこら辺にやはり目線を送りながら物事に処していかなければいけない、私はこのように思いますので、そのことを申し添えて、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成十九年度地方財政計画について説明を聴取いたします。菅総務大臣。

○菅国務大臣 平成十九年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六に沿って、歳出全般にわたり見直しを行い、その抑制に努めております。一方、地方交付税の現行法定率分を堅持しつつ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを基本としております。

また、地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、計画的な償還を行うこととしております。

その上で、引き続き生じる財源不足については、特別地方債の発行等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもとに、平成十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十三兆二千六百一十一億円となり、前年度に比べ二百四十七億円の減となっております。

以上が、平成十九年度の地方財政計画の概要であります。

○佐藤委員長 以上で説明は終わりました。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。菅総務大臣。

地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○菅国務大臣 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。上場株式等の配当等に係る都道府県民税配当割及び上場株式等の譲渡所得等に係る都道府県民税株式等譲渡所得割等に係る税率を軽減する特例措置の適用期限を一年延長することとしております。

その二は、固定資産税の改正であります。高齢者等が居住する既存住宅について、平成十九年四

月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を三分の一減額することとしております。

その三は、自動車取得税の改正であります。電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を二年延長することとしております。

その他、非課税等特別措置の整理合理化を行うとともに、信託法の制定に伴う新たな類型の信託等に対応するため、所要の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特別措置を講ずることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第一項の額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払い額を控除した額十五兆二千二百七十七億円とすることとしております。

次に、同特別会計における借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残余の借入金の償

還方法を変更することとしております。

さらに、平成二十年度及び平成二十一年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を設ける等の改正を行うこととしております。

また、地方交付税の算定方法を簡素化するため、個別算定経費以外の経費を人口と面積を基本とする簡素な基準により算定することとするともに、平成十九年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとするの特例を設けるとともに、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に伴う補償金を免除するために必要な規定を創設するほか、児童手当の拡充に伴い地方特例交付金を拡充することとしております。

そのほか、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成十九年度においても適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の三」を「第九条の四」に、
第五

目 納税義務の承継等第七十条の二
目 犯則取締り(第七十一条第七十一条の四)
を「第四目 犯則取締り(第七十一条第七十一条
の四)」に、「第五款 納税義務の承継等第七十二
条の七十一・第七十二条の七十二」を「第五
款 削除」に、「第七款 納税義務の承継等(第三
百三十五条)」を「第七款 削除」に改める。
第一章第二節中第九条の三の次に次の一条を加
える。

(信託に係る納税義務の承継)
第九条の四 信託法(平成十八年法律第百八号)第
五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者
の任務が終了した場合において、新たな受託者
(以下この項及び第六項において「新受託者」と
いう。)が就任したときは、当該新受託者は当該
受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付
し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金(そ
の納付し、又は納入する義務が信託財産責任負
担債務(同法第二条第九項に規定する信託財産
責任負担債務をいう。以下この章において同
じ。)となるものに限る。以下この条において同
じ。)を納付し、又は納入する義務を承継する。
2 受託者が二人以上ある信託において、その一
人の任務が信託法第五十六条第一項各号に掲
げる事由により終了した場合には、前項の規定に
かわらず、他の受託者のうち、当該任務が終
了した受託者(以下この項及び第五項において
「任務終了受託者」という。)から信託事務の引継
ぎを受けた受託者は、当該任務終了受託者に課
されるべき、又は当該任務終了受託者が納付
し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納
付し、又は納入する義務を承継する。

3 信託法第五十六条第一項第一号に掲げる事由
により受託者の任務が終了した場合には、同法
第七十四条第一項に規定する法人は、当該受託
者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、
若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付

し、又は納入する義務を承継する。
4 受託者である法人が分割をした場合における
分割により受託者としての権利義務を承継した
法人は、当該分割をした受託者である法人に課
されるべき、又は当該分割をした受託者である
法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の
徴収金を納付し、又は納入する義務を承継す
る。

5 第一項又は第二項の規定により地方団体の徴
収金を納付し、又は納入する義務が承継された
場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者
は、自己の固有財産をもつて、その承継された
地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務
を履行する責任を負う。ただし、当該地方団体
の徴収金を納付し、又は納入する義務につい
て、信託法第二十一条第二項の規定により、信
託財産に属する財産のみをもつてその履行の責
任を負うときは、この限りでない。

6 新受託者は、第一項の規定により地方団体の
徴収金を納付し、又は納入する義務を承継した
場合には、信託財産に属する財産のみをもつ
て、その承継された地方団体の徴収金を納付
し、又は納入する義務を履行する責任を負う。
第十条の三第一項中「含む」を含み、その納付
し、又は納入する義務が第九条の四第四項の規
定により受託者としての権利義務を承継した法人
に承継されたもの及びその納付し、又は納入する
義務が信託財産限定責任負担債務(信託法第五
十条に規定する信託財産限定責任負担債務をい
う。第十七条の二第一項において同じ。)となるも
のを除く」に改め、同項ただし書中「承継した財
産」の下に「(当該分割をした法人から承継した信
託財産に属する財産を除く。)」を加える。

第十一條の三中「引渡を」「引渡し」に、「本条」を
「この項」に、「責に」「責めに」に改め、同条に次
の一項を加える。
2 信託法第七十五条に規定する信託が終了し
た場合において、その信託に係る清算受託者を
(同法第七十七条に規定する清算受託者をい

う。以下この項において同じ。)に課されるべ
き、又はその清算受託者が納付し、若しくは納
入すべき地方団体の徴収金(その納付し、又は
納入する義務が信託財産責任負担債務となるも
のに限る。以下この項において同じ。)を納付し
ないで信託財産に属する財産を残余財産受益者
等(同法第百八十二条第二項に規定する残余財
産受益者等をいう。以下この項において同じ。)
に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞
納処分をしなくてもなおその徴収すべき額に不足
すると認められる場合に限り、清算受託者(信託
財産に属する財産のみをもつて当該地方団体の
徴収金を納付し、又は納入する義務を履行する
責任を負う清算受託者に限る。以下この項にお
いて「特定清算受託者」という。)及び残余財産受
益者等は、その滞納に係る地方団体の徴収金に
つき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算
受託者は給付をした財産の価額の限度におい
て、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価
額の限度において、それぞれその責めに任ず
る。

第十一條の五中「本条」を「この条」に改め、同条
第一号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二
の二」に、「第二百九十四条の二」を「第二百九十四
条の二の二」に、「この法律の第七十二条の二」
を「第七十二条の二の三」に改める。
第十三條の二第一項中「一」を「いずれかに」に
改め、「確定した地方団体の徴収金」の下に「(第三
号に該当する場合においては、その納付し、又は
納入する義務が信託財産責任負担債務であるもの
を除く。)」を加え、同項中第五号を第六号とし、
第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加
える。

四 その納付し、又は納入する義務が信託財産
責任負担債務である地方団体の徴収金に係る
信託が終了したとき(信託法第六十三條第
五号に掲げる事由によつて終了したときを除
く)。
第十四條の九第一項中「本章」を「この章」に改

め、同項第七号中「本号」を「この号」に、「若しく
は」を「又は」に改め、同条第二項中「第十四條の十
八第七項」を「第十四條の十八第九項」に改め、同
項第二号中「又は特定信託所得割」を削り、同項第
五号中「あわせて課する個人」を「併せて課する個
人」に、「本号」を「この号」に改め、同号イ中「あ
わせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「本章」を
「この章」に改める。
第十四條の十八第一項中「本章」を「この章」に改
め、同条第二項中「本条」を「この条」に改め、同条
第五項中「差押え」を「差押え」に改め、同条第八項を
同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、
同条第六項中「前項」を「第五項」に、「差押え」を「差
押え」に、「買戻し」を「買戻し」に改め、同項を同条
第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加え
る。

6 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分
を続行する場合において、譲渡担保財産が次の
各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定
める者に対し、納税者又は特別徴収義務者の財
産としてした差押えを第三項の規定による差押
えとして滞納処分を続行する旨を通知しなけれ
ばならない。
一 第三者が占有する動産(国税徴収法第二十
四條第五項第一号に規定する動産をいう。以
下この号において同じ。又は有価証券 動産
又は有価証券を占有する第三者
二 国税徴収法第六十二条又は第七十三条の規
定の適用を受ける財産(これらの財産の権利
の移転につき登記を要するものを除く) 第
三 債務者又はこれに準ずる者(第十五條の二
第三項及び第十六條の四第十項において「第
三債務者等」という。)
七 地方団体の長は、第五項の規定により滞納処
分を続行する場合において、国税徴収法第五
十五條第一号又は第三号に掲げる者のうち知れて
いる者があるときは、これらの者に対し、納税
者又は特別徴収義務者の財産としてした差押え
を第三項の規定による差押えとして滞納処分を

続行する旨を通知しなければならない。

第十五条の二第二項中「差押え」を「差押えに改め、同条第三項中「無体財産権等」を「以下」を「無体財産権等」をいう。」に改め、「(国税徴収法第七十二条第一項に規定する第三債務者等)をいう。以下第十六条の四第十項において同じ。」を削る。
第十六条の四第一項中「免かれ」を「免れ」に、「基き、この法律で」を「基づき、この法律において」、「本条」を「この条」に改め、同条第十二項中若しくは特定信託所得割を削る。

第十七条の二第二項中「納入すべきこととなつた地方団体の徴収金」の下に「その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。」を加え、「同条」を「前条」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める、同条第十九条の九第二項第三号中「又は特定信託所得割」を削る。

第二十條の九の三第五項中「若しくは当該計算期間後の計算期間分」及び「若しくは特定信託所得割」を削る。

第二十三条第一項第四号中、「第八十二条の六(法人税法第四百四十五条の六において準用する場合を含む。、第八十二条の七(同法第四百四十五条の七において準用する場合を含む。))を削り、同項第四号の二中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同項第四号の四中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に、「第六十八条の十一第六項若しくは第七項、第六十八条の十二第六項若しくは第七項」を「第六十八條の十一第五項、第六十八條の十二第五項」に、「第六

十八條の十四第六項若しくは第七項又は第六十八條の十五第六項若しくは第七項」を「第六十八條の十四第五項又は第六十八條の十五第五項」に改める。

第二十四条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法第二条第二十号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十四条第一項第七号中「本号」を「この号」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「行なうもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第五項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「定が」を「定めが」に、「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これ」を削る。

第二十四条の二を第二十四条の二の二とし、第二十四条の次に次の一条を加える。
(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条、第二十四條の三、第二十五條、第二十七條から第三十一條まで、第四十八條、第五十條、第五十二條、第五十三條第二十四項、第五十四條、第六

十二条、第三款第三目及び第四目、第七十一条の十六、第四款第三目及び第四目、第七十一条の三十七、第五款第三目及び第四目、第七十一条の五十七並びに第六款第三目及び第四目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。)の規定を適用する。
2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
3 所得税法第六条の三の規定は、前二項の規定

をこの節の規定中個人の道府県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
4 法人税法第四条の七の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の道府県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十二条第一項の表 の第一号		第五十二条第一項の表 の第二号から第四号まで	
資本金等の額	当該法人に係る固有法人(法人課税信託の受託者である法人)について、第二十四条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の資本金等の額	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
当該法人	当該法人に係る固有法人	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
法人税額を	当該法人に係る固有法人の法人税額を	法人税額を	当該法人に係る固有法人の法人税額を
法人の	法人に係る固有法人の	現在における	現在における当該法人に係る固有法人の
法人にあつては均等割額	法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額	現在における	現在における当該法人に係る固有法人の
寮等所在地	寮等(当該法人が固有法人である場合にあっては、当該固有法人に係る法人課税信託の受託者の有するすべての事務所、事業所又は寮等。以	寮等所在地	寮等(当該法人が固有法人である場合にあっては、当該固有法人に係る法人課税信託の受託者の有するすべての事務所、事業所又は寮等。以

第五十三條第二項から第四項まで	均等割額	及び均等割額	下この項から第五項までにおいて同じ。）所在地及び当該法人が固有法人である場合にあっては均等割額
第五十三條第五項	均等割額		当該法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
第五十三條第四十五項	法人のみ	法人のみの	、当該法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
	義務がある法人	義務がある固有法人	固有法人のみの
	提出すべき法人	提出すべき固有法人	義務がある固有法人
	法人の寮等	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する寮等	
第五十七條第一項	法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額		算定した法人税割額（当該法人が固有法人である場合にあっては、これに当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額を加算した額）

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二十四條の三を次のように改める。

（道府県民税と信託財産）

第二十四條の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三條第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。第七十一條の七において同じ。）、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権

限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二十四條の四「無記名の株式」を「無記名株式等（所得税法第十四條第一項に規定する無記名株式等をいう。）に、合同運用信託のうち、貸付信託（昭和二十七年法律第九十五号）第二條第一項を「同法第二條第一項第十二号」に改め、「投資信託」の下に（同項第十二号の二に規定する投資信託をいう。）を加え、「特定目的信託」を「特定

受益証券発行信託（同項第十五号の五に規定する特定受益証券発行信託をいう。）に、「本条」を「この条」に改める。

第二十五條第一項中「及び法人税割」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、前項各号に掲げる者に対しては、道府県民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第二十五條の二第三項中「信託会社が支払を受ける利子等で、同項」を「内国信託会社が支払を受ける利子等で、同項若しくは同條第二項」に改め、「第九條の四第二項の下に「若しくは第三項」を加え、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第五十二條第二項第一号中（法人税法第八十二條の八第一項又は第八十二條の十第一項の申告書に係る法人税割を除く。）を削る。

第五十三條第一項中、第八十二條の八第一項（同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）、第八十二條の十第一項（同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）を削り、「第八十四條の十二」を「第四百四十五條の五」に改め、「同法第八十二條の八第一項」及び「若しくは前計算期間」を削り、「第八十二條の八第一項又は」を「又は」に改め、「又は計算期間」及び「又は第八十二條の八第一項」を削り、「第四十四項」を「第四十五項」に改め、同條第二項及び第三項中「第四十四項」を「第四十五項」に改め、同條第六項中「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十四項」に改め、同條第七項、第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属

リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第十一項中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項を「第四十二條の六第六項若しくは第七項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第二十五項中「第八十二條の十第一項」及び「第八十二條の八第一項」を削り、同條第二十九項中「若しくは第八十二條の七第一項の控除限度額

リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第十一項中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項を「第四十二條の六第六項若しくは第七項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同條第二十五項中「第八十二條の十第一項」及び「第八十二條の八第一項」を削り、同條第二十九項中「若しくは第八十二條の七第一項の控除限度額

若しくは」を「の控除限度額又は」に改め、「又は同法第一百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を削り、同条第三

提出があつた時に、その充当をした利子割額の控除不足額に相当する額の道府県民税均等割の納付があつたものとみなす。

第五十三条中第五十一項を第五十二項とし、第五十項を第五十一項とし、第四十九項を第五十項とし、同条第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十六項若しくは第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十六項を同条第四十七項とし、同条第四十五項中「第四十九項」を「第五十項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「又は第四十一項」を「、第四十一項の規定による充当又は第四十二項に改め、「控除」の下に、「充当」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項の次に次の一項を加える。

42 道府県は、政令で定めるところにより、対象法人の第三十四項の申告書に利子割額の控除不

り還付し」に改める。

第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする。

第七十一条の七第一項中「信託会社」を「この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条を「集団投資信託」国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第七十一条の二十六第一項中「又は同条第四十一項」を「同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項に、「本条」を「この条」に改める。

第七十一条の五十一第一項中「証券業者等」を「

受け」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第四号を次のように改める。

四 削除

第七十二条の二第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二十七号中「第九項第二十号」を「第十項第二十号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」という。）には、第三項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第七十二条の二の二を第七十二条の二三とし、第七十二条の二の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の二の二 法人課税信託の受託者は、

各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられ

る収益及び費用をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第七項において同じ。）とに、それぞれ別の者とみなして、この

節(前条、次条、第七十二条の三、第七十二条
の四第一項、第七十二条の八から第七十二条の

十一まで、第七十二条の三十六から第七十二条の三十八まで、第七十二条の四十九の三、第七十二条の四十九の六、第七十二条の五十六、第

七十二條の五十七、第七十二條の六十、第七十二條の六十四、第四款及び第六款を除く。第三

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託
項から第五項まで 第七項及び第八項において
同じ。の規定を適用する。

資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす

41 道府県は、第三十二項の法人（法人税法第七十四條第一項、第二百一條第一項（同法第百九十九條の規定の適用がある場合に限る。若しくは第百四條第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一條の二十二第二項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告書に「対象法人」という。）の第三十四項の申告書において「対象法人」という。）の第三十二項の規定により控除されるべき額で法人税割額の計算上控除することができなかつた金額（以下この項及び次項において「利子割額の控除不足額」という。）及び当該利子割額の控除不足額を当該申告書に記載された道府県民税均等割に充てたい旨（次項において「均等割充当の申出」という。）の記載があるときは、当該利子割額の控除不足額を当該対象法人の当該申告書に記載された道府県民税均等割に充当するものとする。この場合においては、当該申告書の

足額の記載があり、かつ、均等割充当の申出の記載がない場合に於ては当該利子割額の控除不足額を、対象法人に前項の規定による充当をしてもなお充当することができなかつた利子割額の控除不足額がある場合に於ては当該充当することができなかつた利子割額の控除不足額を当該対象法人に對し還付し、又は当該対象法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第五十五条第一項及び第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「若しくは計算期間分」を削る。

第六十二条第一項中「代表者」の下に「(法人課税信託の受託者である個人を含む。)」を加え、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り、前項」を「より、同項」に改め、同条第三項中「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改める。

第六十五条の二第二項中「又は」を削り、「還付し」を「充当し」、又は同条第四十二項の規定によ

「金融商品取引業者等」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に、「本款」を「この款」に改める。

第七十二條第三号中「(特定信託(法人税法第二十九號の三に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の所得を除く。)」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第七十二條の二第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二條の二十四の七第六項各号」を「第七十二條の二十四の七第五項各号」に改め、「人格のない社団等」の下に「第五項に規定するみなし課税法人」を、「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「昭和二十六年法律第九十八号」を加え、「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「(平成十年法律第一百五号)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託(法人税法第二十九號の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引

各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第七項において同じ。）とに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第七十二条の三、第七十二条の四第一項、第七十二条の八から第七十二条の十一まで、第七十二条の三十六から第七十二条の三十八まで、第七十二条の四十九の三、第七十二条の四十九の六、第七十二条の五十六、第七十二条の五十七、第七十二条の六十、第七十二条の六十四、第四款及び第六款を除く。第三項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 法人税法第四条の七の規定は、受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）又は法人課税信託の受益者について前二項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の八及び第五十二条第一項の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 所得税法第六条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中個人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

6 道府県は、前条第一項第一号イに掲げる法人

で受託法人であるものに対しては、付加価値割及び資本割を課することができない。

7 道府県は、みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課することができない。

8 第一項から第四項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十二条の五第二項、第七十二条の五の二、第七十二条の六、第七十二条の十三第三項、第六項及び第二十五項、第七十二条の二十四の八並びに第七十二条の二十六第六項	人格のない社団等	人格のない社団等であるもの
第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項、第七項及び第八項、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項	掲げる法人	掲げる法人であるもの
第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第三項第三号	その他の法人	その他の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十四の七第三項	法人で	受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

第七十二条の二十六第一項	当該法人	当該固有法人
第七十二条の三十五第一項	とする	とし、第七十二条の二の二第三項において準用する法人税法第四条の七第三号の規定により会社とみなされる個人にあっては当該個人とする

9 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第七十二条の三を次のように改める。

（事業税と信託財産）

第七十二条の三 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなし、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二十九条に規定する集団投資信託をいう。第三項において同じ。）、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。第三項において同じ。）、特定公益信託等（同法第四項第二号に規定する特定公益信託等をいう。第三項において同じ。）又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなし、この節の規定を適用する。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前三項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第七十二条の四第一項第三号中「住宅金融公庫」を削る。

第七十二条の五第一項第三号中「並びに社会保険労務士会」を「社会保険労務士会」に改め、「全国社会保険労務士会連合会」の下に「並びに水先人会及び日本水先人会連合会」を加え、同項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項第七号中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「商品先物取引協会」の下に「貸金業協会」を加える。

第七十二条の十二第一号中「及び第三号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第七十二条の十三の見出しを「（事業年度）」に改め、同条第四項中「こゝる」を「超える」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 法人税法第四百四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人（同条第二号に掲げる外国法人にも該

当する法人を除く。）が事業年度の中途において同条第一号若しくは第二号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる外国法人のいずれかに該当する法人が事業年度の中途において同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からこれらの場合のいずれに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ「事業年度」とみなし、同条第一号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第二号から第四号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第三号若しくは第四号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合（同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が同条第二号及び同条第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなつた場合を除く。）、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第四号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合又は同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人が事業年度の中途においてこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日までの期間及びその該当することとなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ「事業年度」とみなす。

第七十二条の二十三の見出しを「所得割の課税標準の算定の方法」に改め、同条第一項ただし書中「第五十七條第八項及び第九項を」「第五十七條第八項から第十項まで」に改め、「第五十八條第四項の下に」及び「第五項を加え、同条第二項第三号中」「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）を削り、同条第三項中「第九項を」「第十項に改め、」「第四項の下に」及び「第五項を加え、同条第七項を削る。

第七十二条の二十四の見出し中「所得割等」を「所得割」に改め、同条中「又は特定信託所得割」を削る。

第七十二条の二十四の二中「第七十二条の十二第三号」を「第七十二条の十二第二号」に改める。

第七十二条の二十四の四中「及び第二号」を削る。

第七十二条の二十四の六中、「各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「各事業年度の収入金額を」「収入金額」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業務（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「又は第二項の規定を」「規定」に改め、同条第一号二を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

一 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

二 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十四の七第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合」及び「又は第二項」を削り、「第一項中」を「同項中」に改め、「第二項中」年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月

数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中、「第二項第一号及び第四項第二号」を「及び第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項を」「第三項に」改め、「若しくは」を「又は」に改め、「又は各特定信託の各計算期間の所得」「又は各計算期間」及び「又は計算期間」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「第二項各号に掲げる法人の区分に応ずる当該各号に定める率、第三項を」「第二項に」「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項を」「第三項に」改め、同項を同条第八項とする。

第七十二条の二十四の八中、「各特定信託の各計算期間の所得を課税標準とするものにあつては各計算期間終了の日現在における税率」を削り、同条ただし書中「又は計算期間」を削る。

第七十二条の二十四の十一第一項中「若しくは所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額若しくは」を「又は所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は」に改め、「又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各特定信託の各計算期間の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額若しくは第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から」を削り、同条第二項中「若しくは所得又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の」を「又は」に改める。

第七十二条の二十六の見出し中「事業年度等」を「事業年度」に改め、同条第一項中「又は各特定信託の各計算期間が六月を超える場合」政令で定める場合を除く。）、「又は計算期間」及び「又は当該計算期間の前計算期間」を削り、同条第二項中「本項を」「この項に」改め、同条第四項中「又は計算期間」を削り、同条第七項中「若しくは第八十二条の八第一項ただし書を削り、同法第七十一条第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第九項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に、「すでに」を「既に」に、「第七十二条の九第二項」を「同条第二項」に改める。

第七十二条の二十八第一項中「又は計算期間」を削り、「若しくは収入割又は当該計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に、「から第七十二条の二十六を」「から同条」に改め、同項ただし書中「第七十二条の二十六を」「が同条」に、「本項を」「この項に」改め、同条第二項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「又は計算期間」を削り、同条第四項中「本条」を「この条」に改める。

第七十二条の二十九第一項中、「第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「第九項、第十一項及び第十二項」を「から第十一項まで」に改める。

第七十二条の三十第二項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第七十二条の三十一第一項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項に」改め、同条第二項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第七十二条の三十三第三項中「又は計算期間」を削る。

第七十二条の三十三の二第一項中「若しくは計

算期間後の計算期間分」を削り、同条第二項中「又は計算期間」を削る。

第七十二条の三十四中「又は特定信託所得割」を削り、「第七十二条の二十五第十項(第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定若しくは」を「又は」に、「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の三十五第一項中「代表者」の下に「法人の代表者が法人である場合にあっては当該法人の職務を行うべき者とし、」を加え、「場合において、」を「場合にあっては」に、「定がなく」を「定めがなく、かつ」に、「定がある」を「定めがある」に、「あつては、」を「あつては」に、「本条」を「この条」に、「」が自署し、且つ」を「」が自署し、かつ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「代表者の外」を「代表者のほか」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「代表者」の下に「(法人課税信託の受託者である個人を含む。)」を加える。

第七十二条の三十八第一項中「第七十二条の二十六第一項但書」を「第七十二条の二十六第一項ただし書」に改め、「代表者」の下に「(法人課税信託の受託者である個人を含む。)」を加える。

第七十二条の三十九の見出し中「所得割等」を「所得割」に改め、同条第一項中「所得割又は特定信託所得割」を「所得割」に改め、「又は計算期間」を削り、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に、「所得割等」を「所得割」に改め、「又は特定信託所得割」を削り、同条第二項中「又は計算期間」を削り、「所得割又は特定信託所得割」を「所得割」に改め、「又は特定信託所得割」を削り、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「本条」を「この条」に、「所得割又は特定信託所得割」を「所得割」に改め、「又は特定信託所得割」を削る。

第七十二条の四十第一項第一号中「又は特定信託所得割及び」又は計算期間」を削り、同項第二号中「又は特定信託所得割」、「又は計算期間」及び

び、第八十二条の十(同法第四百五十五条の八において準用する場合を含む。))を削り、同項第三号中「所得割若しくは特定信託所得割」を「所得割」に改め、「若しくは特定信託所得割額」、「又は特定信託所得割」及び「又は計算期間」を削る。

第七十二条の四十一第一項中「あわせて」を「併せて」に、「所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改め、同条第二項中「所得割額又は特定信託所得割額」を「又は所得割額」に改め、同条第三項中「所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「又は第二項」、「又は各特定信託の各計算期間の所得の総額」及び「又は計算期間」を削り、「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第四項」に改め、同条第二項中「又は各特定信託の計算期間」、「又は当該計算期間の前計算期間」、「若しくは計算期間」及び「若しくは当該計算期間の前計算期間」を削り、同条第四項第二号中「事業年度又は計算期間」を「事業年度」に改め、「又は計算期間の末日」を削り、同項第三号中「又は計算期間の末日」を削り、同条第五項第一号中「事業年度又は計算期間」を「事業年度」に改め、「又は計算期間の末日」を削り、同項第二号及び第三号中「又は計算期間」を削り、同条第七項中「又は計算期間」及び「又は一計算期間」を削り、同条第八項中「あわせて」を「併せて」に、「第四項」を「同項」に改め、同条第九項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第十項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十二条の四十九の三第一項中「代表者」の下に「(法人課税信託の受託者である個人を含む。)」を加え、同条第三項中「本条」を「この条」に改める。

第七十二条の四十九の八第一項ただし書中「第七十二条の二十九第一号から第五号まで」を「第七十二条の二十第十第一号から第五号まで」に改め、同条第五項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十二条の四十九の十三第一項第四号中「第七十二条の二十九第四号、第五号」を「第七十二条の二十第十第五号」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十二条の五十第一項ただし書中「第七十二条の二十九第一号から第五号まで」を「第七十二条の二十第十第一号から第五号まで」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「よる外」を「よるほか」に改める。

第五款 削除

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二を次のように改める。

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二削除

第七十二条の七十八第一項中「本節」を「この節」に、「事業者(同法)」を「事業者(消費税法)」に改め、「免除される事業者」の下に「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」を加え、同条第二項第三号中「本号」を「この号」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第七項及び第八項中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の八十を次のように改める。

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等は当該受益者の課税資産の譲渡等とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託(法人税法第二条二十九号に規定する集団投資信託をいう。)、法人課税信託(同条第二十九号の二に規定する法人課税信託

をいう。次条において同じ。)、退職年金等信託(同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。又は特定公益信託等(同項第二号に規定する特定公益信託等をいう。))の信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の八十の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第七十二条の八十の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。))ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節第七十二条の七十八から前条まで、第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の九十五から第七十二条の九十九まで、第七十二条の百一から第七十二条の百四まで及び第七十二条の百九から第七十二条の百十一までを除く。以下この条において同じ。の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす

る。

3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者)について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者についてのこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三条の二第二項中「住宅金融公庫、」を削り、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「行なわれた」を「行われた」に、「行なわれない」を「行われない」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、同条第六項中「同法同条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第七項中「本条中」を「この条において」に、「あわせて」を「併せて」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第八項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十一項及び第十二項中「本項」を「この項」に改める。

第七十三条の四第一項第四号の二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第四号の四「その他政令で定める者」及び「政令で定めるもの」を削る。

第七十三条の七第一号中「因る」を「よる」に改め、同条第四号中「委託者」を「信託の効力が生じた時から引き続き委託者」に、「元本の受益者」を「当該受益者」当該信託の効力が生じた時から引

き続き委託者である者に限る。に」に改め、同条第五号中「が更迭した」を「の変更があつた」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第六号中「同法同条第四項」を「同条第四項」に改め、同条第七号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十一号中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第十三項第三号に規定する業務又は」を削り、同条第十二号中「住宅金融公庫の住宅金融公庫法第十七条第十三項第四号に規定する貸付金」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第七十三条の十四第十一項中「住宅金融公庫から貸付けを受けた者で住宅金融公庫法第十七条第一項第三号若しくは第四号若しくは産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項第四号の規定に該当するもの若しくは住宅金融公庫法第十七条第四項の規定による貸付け(政令で定めるものを除く。を受けた者」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第五号から第九号若しくは附則第七条第二項第一号若しくは第二号に規定する貸付けを受けた者(住宅を建設して賃貸し、又は譲渡する事業を行う者に限る。に」に改め、「いずれか若しくはは産業労働者住宅資金金融通法」の下に「(昭和二十八年法律第六十三号)を加え、「住宅金融公庫又はは沖繩振興開発金融公庫の貸付金」を「当該貸付け」に改める。

第七十四条の五中「八百九十八円」を「千七百四十円」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第八十二条の六(法人税法第四百四十五条の六において準用する場合を含む。、第八十二条の七(同法第四百四十五条の七において準用する場合を含む。を削り、同項第四号の二中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同項第四号の四中「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に、「第六十八條の十一第六項若しくは第七項、

第六十八條の十二第六項若しくは第七項」を「第六十八條の十一第五項、第六十八條の十二第五項」に、「第六十八條の十四第六項若しくは第七項又は第六十八條の十五第六項若しくは第七項」を「第六十八條の十四第五項又は第六十八條の十五第五項」に改める。

第二百九十四条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第五号の者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号中「本節」を「この節」に改め、同項に次の一号を加える。

五 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

る資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条、第二百九十四条の三、第二百九十六条、第二百九十九条から第三百二条まで、第三百十二条、第三百十七條の四、第三百十七條の五、第三百十七條の七、第三百二十一條の八第二十四項、第三百二十一條の九、第三百二十四條、第三百二十八條の八、第三百二十八條の十六、第六款及び第八款を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 所得税法第六條の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の市町村民税に関する規定において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四條の七の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の市町村民税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第三百十二条第一項の表の第一号	
資本金等の額	当該法人に係る固有法人(法人課税信託の受託者である法人)について、第二百九十四条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。の資本金等の額

第三百二十二条第一項の表の第二号から第八号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
第三百二十二条第三項第一号及び第一号の三	当該法人	当該法人に係る固有法人
第三百二十二条第三項第一号の二	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
第三百二十二条第三項第二号	法人税額を	当該法人に係る固有法人の法人税額を
第三百二十二条第五項	法人の資本金等の額又は 又は 現在における資本金等の額又は 法人にあつては均等割額	法人に係る固有法人の資本金等の額又は当該法人の 現在の 現在における当該法人に係る固有法人の資本金等の額又は当該法人の 法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
第三百二十一条の八第一項	寮等所在地 及び均等割額	寮等（当該法人が固有法人である場合にあっては、当該固有法人に係る法人課税信託の受託者の有するすべての事務所、事業所又は寮等。以下この項から第五項までにおいて同じ。）所在地及び当該法人が固有法人である場合にあっては均等割額
第三百二十一条の八第二項から第四項まで	均等割額	当該法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
第三百二十一条の八第五項	均等割額	、当該法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
第三百二十一条の八第三十八項	法人のみ 義務がある法人 提出すべき法人 法人の寮等	固有法人のみ 義務がある固有法人 提出すべき固有法人 固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する寮等

第三百二十一条の十三
第一項

法人税割額を算定し、これに均等割額を加算した額

算定した法人税割額（当該法人が固有法人である場合にあっては、これに当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額を加算した額）

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二百九十四条の三を次のように改める。

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。）、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二百九十四条の四「無記名の株式」を「無記名株式等（所得税法第十四条第一項に規定する無記名株式等をいう。）」に、「合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項を「同法第二条第一項第十二号に改め、「投資信託」の下に（同項第十二号の二に規定する投資信託をいう。）」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託（同項第十

五号の五に規定する特定受益証券発行信託をいう。）」に、「本条」を「この条」に改める。

第二百九十六条第一項中「市町村民税」の下に「の均等割」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項各号に掲げる者に対しては、市町村民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第三百二十二条第三項第一号中「法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。」を削る。

第三百二十一条の八第一項中、「第八十二条の八第一項（同法第四十五条の八において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）、第八十二条の十第一項（同法第四十五条の八において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）」を削り、「第百四十五条の五」に改め、「同法第八十二条の八第一項及び若しくは前計算期間を削り、「第八十二条の八第一項又は」を「又は」に改め、「又は計算期間」及び「又は第八十二条の八第一項」を削り、同条第六項中「第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除戻税額等」を「個別帰属特別控除戻税額等」に改め、同条第十一項中「個別帰属リース特別控除戻税額等」を「個別帰属

第十五第一 額及び第 の限度額	第十五第一 度額又は同法第八十一条の十五第一 項の連結控除限度個別帰属額
-----------------------	--

附則第五條第一項中、「証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託）を」又は証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託）に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）を削り、「所得税法第九

措置法第六十八條の十二第六項若しくは第七項、第六十八條の十二第六項若しくは第七項、第六十八條の十四第六項若しくは第七項若しくは第六十八條の十五第六項若しくは第七項を加え、「第六十八條の十五第六項若しくは第七項」を「第六十八條の十五第五項」に改め、同条第二項中「若しくは」を「所得税法等の一部を改正する等の法律」を「所得税法等の一部を改正する等の法律」に、「第十二

附見第ハ条の四を次のように改める
(公益信託に係る事業税の課税の特例)

則第九條の「第二項」を「附則第九條の二」に、第二項及び第三項並びに第四項を「及び第二項並びに第三項」に、「同條第九項」を「同條第八項」に「改め」、「又は計算期間」を削り、「第七十二條の二十四の七第五項」を「第七十二條の二十四の七第四項」に改め、同項を同條とする。

附則第九條の三の次の一條を加える。

（公益信託に係る地方消費税の課税の特例）

第九条の三の二 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。)をいう。次項において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において委託者等)という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等(第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第二章第三節の規定を適用する。

2 公益信託は、第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「農業協同組合連合会又は農林中央金庫」を「又は農業協同組合連合会」に、「平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間」に改め、同条第四項中「第七十四条第九項」を「第二百六十五条の二十八第二項第三号」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十一条第一項に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する土地」を削る。

附則第十条の二第一項中「住宅金融公庫」を削る。

附則第十一条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて)」を「道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。又は同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。))の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外

駐車場(複数の階に設けられるもの又は地下に)に、「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第十項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「(の下に)首都圏整備法第二条第三項に規定する既成都市街地、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にあるものを除く。」を加え、「平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項及び第十四項を削り、第十五項を第十二項とし、第十六項を第十三項とし、同条第十七項中「第四条」を「第三条」に、「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二条第九項」を「第二条第十二項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項から第二十一項までを削り、第二十二項を第十六項とし、第二十三項を第十七項とし、同条第二十四項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十八項を削り、第二十九項を第二十二項とし、第三十項を第二十三項とし、第三十一項を第二十四項とし、同条第三十二項中

「平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、「五分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十七項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十八項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条に次の二項を加える。

31 特定農業協同組合(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合をいう。以下この項において同じ。が他の特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第二項の規定による信用事業(同法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。))の全部の譲受けにより不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行為したとき限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

32 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(第七号)に規定する認定事業者が同法第八条に規定する認定建替計画(政令で定める基準に適合するものに限る。)に記載された同法第四条第四項第三号に規定する新築する建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産

「平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、「五分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十七項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十八項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条に次の二項を加える。

取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行為したとき限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「本条」を「この条」に改める。

附則第十二条の二第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売却し等が行われた」と及び前項を削り、同項を同条とする。

附則第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十五条第二項中「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、「又は第二号に掲げる港湾運送事業」を「に掲げる一般港湾運送事業」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項第一号中「火薬類取締法」の下に「昭和二十五年法律第百四十九号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を「第三項第一号」に、「第四項第十号」を「第三項第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて)」を「道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。又は同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。))の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの又は地下に)

附則第十五条第二項中「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、「又は第二号に掲げる港湾運送事業」を「に掲げる一般港湾運送事業」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項第一号中「火薬類取締法」の下に「昭和二十五年法律第百四十九号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を「第三項第一号」に、「第四項第十号」を「第三項第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて)」を「道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。又は同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。))の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの又は地下に)

取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行為したとき限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十五条第二項中「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」に、「又は第二号に掲げる港湾運送事業」を「に掲げる一般港湾運送事業」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項第一号中「火薬類取締法」の下に「昭和二十五年法律第百四十九号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を「第三項第一号」に、「第四項第十号」を「第三項第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて)」を「道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。又は同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。))の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(複数の階に設けられるもの又は地下に)

に、「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「及び償却資産」及び「又は第三百四十九条の二を削り、「五年度分」を「三年度分」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第五十八項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第九条の二第一項に規定する」を「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十四号）による改正前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）により設立されたに、「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を第十七項とし、第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、第二十一項を削り、同条第二十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「同法の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「四分の三」の下に「（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、三分の二）を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を第二十二項とし、第二十五項を第二十三項とし、第二十六項を第二十四項とし、第二十七項を削り、第二十八項を第二十五項とし、同条第二十九項第一号中「食物流通構造改善促進法」の下に「（平成三年法律第五十九号）を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第

二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「三分の二」を「三分の一」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項を同条第三十三項とし、同条第三十七項中「第三十三項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項を同条第三十八項とし、同条第四十二項中「第四十六項」を「第四十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十三項を同条第四十項とし、同条第四十四項を同条第四十一項とし、同条第四十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「第四十四項及び第四十五項」を「第四十一項及び第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「五年度分」を「三年度分」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項を第四十七項と

し、第五十一項を第四十八項とし、第五十二項を第四十九項とし、同条第五十三項中「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十六項を同条第五十三項とし、同条第五十七項を同条第五十四項とし、同条第五十八項中「第五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条に次の一項を加える。

56 事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき業務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために当該事業主の特定事業所等（当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所等総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは当該従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるもの又は当該電気通信設備を機能させるために当該事業主の特定事業所等若しくは当該従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものであつて、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

を「前条第四十三項」に改め、同条第二項中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に、「第三十三項、前条第四十六項」を「第三十二項、前条第四十三項」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二項中「平成十八年一月一日」を「平成二十三年一月一日」に、「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第十六条第五項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項の次の五項を加える。

11 市町村は、平成十九年一月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この項、次項及び第十五項において「特定居住用部分」という。）において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第十五項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第十三項までにおいて「改修工事」という。）が行われたもの（第十五項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第十三項及び第十四項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項までの規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがあつた場合を除き、当該改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分に有する高齢者等居住改修住宅その他の

び当該年度の固定資産税に係る価格(附則第十七条の三第三項に規定する鉄軌道用地(次条において「鉄軌道用地」という。)にあつて

第四百十五條第二項		並びに家屋課税台帳等に登録された家屋（この法律の規定により固定資産税を課することができるものに限る。）の所在、家屋番号、種類、構造、床面積（第三百四十八條の規定の適用を受ける家屋にあつては、同條の規定の適用を受ける部分の面積を除く。）及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿（次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九條第四項から第七項までにおいて「家屋価格等縦覧帳簿」という。）を、毎年三月三十一日	は、同項後段の規定により修正され、又は決定された価格）を記載した帳簿（次項並びに次条第一項及び第二項を、平成十九年九月三十日
第四百十六條第一項		土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿 固定資産税の納税者が 土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋 毎年四月一日から、四月二十日 当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し（当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合に於ては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。	土地価格等縦覧帳簿 当該市町村内に所在する鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者が 当該鉄軌道用地について土地課税台帳等に登録された価格と当該鉄軌道用地が所在する市町村内の他の土地 その求めに応じ、前條の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌日から、当該日から二十日を経過した日 当該納税者の縦覧
第四百十六條第三項		縦覧 土地又は家屋 土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿 縦覧 公示しなければ	次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧 四月二日 縦覧期間 若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写し 土地又は家屋 縦覧 土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿 縦覧 鉄軌道用地 土地価格等縦覧帳簿 縦覧 鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者に通知しなければ
第六百五十八條の二の規定は、前項において読み替へて準用する第四百十五條第一項及び第四百十六條第一項の規定による帳簿の作成及び当該帳簿の縦覧について準用する。		第九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。	同條の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌々日 又はその写し 縦覧期間 鉄軌道用地 土地価格等縦覧帳簿 縦覧 鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者に通知しなければ
第七項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「特例土地」という。）に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九條第三項又は第五項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成二十年度に係る固定資産税の賦課期日において同条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。		第九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。	同條の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌々日 又はその写し 縦覧期間 鉄軌道用地 土地価格等縦覧帳簿 縦覧 鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者に通知しなければ
第九項又は第七項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十九年度分又は平成二十年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		第九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。	同條の規定により土地価格等縦覧帳簿を作成した日の翌々日 又はその写し 縦覧期間 鉄軌道用地 土地価格等縦覧帳簿 縦覧 鉄軌道用地に対して課する固定資産税の納税者に通知しなければ

第三百四十九条の三第二十項	前二条	附則第十七条の三第一項又は第七項	前条第一項の表以外の部分	次の表の上欄	次の表(第二号及び第六号を除く。)の上欄
第三百四十九条の三の二第一項及び第二項	第三百四十九条	附則第十七条の三第一項又は第七項	第三百四十九条	次の表の第二号	次条第一項又は第七項
第三百六十八条第一項	第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格	第六項若しくは附則第十七条の三第一項の規定により当該価格に比準するものとされる価格若しくは同条第七項ただし書の規定により平成十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準するものとされる価格	前条第一項の表の第一号	次号又は第三号に掲げる土地のいずれか	第三号に掲げる土地
第四百二十二条の三	又は第四百三十五条第二項	、第四百三十五条第二項又は附則第十七条の三第一項	前条第二項	、第五号若しくは第六号	若しくは第五号
第四百三十二条第一項	第四百十七条第一項	第四百十七条第一項若しくは附則第十七条の三第三項	前条第三項の表の第一号	当該土地	当該土地の類似土地(附則第十七条の三第九項の規定により読み替えて適用される附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。)
	又は第五項ただし書	若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の三第七項ただし書		修正した価格	修正した価格に比準する価格
附則第十五条第三十四項、附則第十五条の二第二項及び附則第十五条の三第一項	第三百四十九条、	附則第十七条の三第一項若しくは第七項、	次条第七項第三号	おいて新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある	係る固定資産税の賦課期日に所在する
附則第十七条第七号	類似する土地	類似する土地(附則第十七条の三第一項に規定する鉄軌道用地にあつては、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地)		除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第三百四十九条第二項ただし書又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る	除く
附則第十七条第八号イ及びロ	平成十八年度から平成二十年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度	平成十九年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する土地及び平成二十年度	次条第七項第四号	平成二十年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度	平成二十年度
	第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書	附則第十七条の三第七項ただし書		第三百四十九条第三項ただし書若しくは	前条第七項ただし書

附則第二十八條第一項	
くは第五項ただし書	平成十九年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する場合又は平成二十年
当該年度において新たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該	年度

附則第十八条第七項第三号及び第四号中「前条第一項を」附則第十七条の二第二項に改める。

附則第十八条の三第二項第二号口中「固定資産税について」の下に「平成十九年改正前の地方税法」を加え、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第三号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第四号口中「固定資産税について」の下に「平成十九年改正前の地方税法」を加え、「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第三号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改める。

附則第二十五条の三第二項第一号口中「同項を」これらの規定に改め、同項第二号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、「固定資産税について」の下に「平成十九年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、同項第四号口中「同項を」これらの規定に改め、同項第五号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改め、「固定資産税について」の下に「平成十九年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「これらの規定に規定する」を「同条に規定する」に改める。

附則第三十条の二第二項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」と及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「同項第八号及び第二十三号」を「同項第二十三号」に、「もの並びに」を「もの及び」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改める。

附則第三十一条の三の三第一項中「同項第八号及び第二十三号」を「同項第二十三号」に、「もの並びに」を「もの及び」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改める。

びに」を「もの及び」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改める。

附則第三十二条第三項中「附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項中「第九項を」第十項に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」の間を「平成二十年三月三十一日」に、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一・二に」、「百分の二」とし、同項各号の規定は、適用しないを「百分の二」とするに改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第四項、第六項、第七項」を「から第五項まで、第七項、第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「平成十年十月一日」を「平成十七年十月一日」に改め、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車その他の同条の規定に基づく」を削り、「第十一項を」第十二項に、「同法第八項、第六項又は第七項」を「から第五項まで、第七項、第八項又は第九項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」の間を「平成二十一年三月三十一日」に、「当該各号に掲げる率をそれぞれ」を「百分の一・二に」に改め、同項各号を削り、同項を同条

第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中、「第四項を」から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第十二条の三第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第十二条の三第三項に」、「又は第四項を」から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「内燃機関を」次に掲げる特定自動車（内燃機関に、「（以下この項において「特定自動車」という。）」をいう。以下この項において同じ。）に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率を」当該特定自動車がある場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車に乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽重量車基準」という。）に適合すること。
ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽重量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
ハ 附則第十二条の三第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する

ルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。
ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。
附則第三十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安

第一類第二号 総務委員会議録第四号 平成十九年二月二十二日

項の規定 平成十九年五月十五日

四 第二十三条第一項第四号の二及び第四号の四並びに第五十三条第六項及び第十一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分に限る。)、同条第十九項、第二百九十二條第一項第四号の二及び第四号の四並びに第三百一十一條の八第六項及び第十一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分に限る。)、同条第十九項、第二百九十二條第一項第四号の二及び第四号の四並びに第三百一十一條の八第六項及び第十一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分に限る。)、並びに同条第十九項の改正規定並びに附則第四條第一項第一号及び第四條の二第一項第一号の改正規定(「第三十六條の五若しくは第三十六條の六」を「若しくは第三十六條の五」に改める部分に限る。)、附則第五條の四及び第八條の二の改正規定、附則第三十四條の二の改正規定、同条第九項の改正規定(「第三十一條の二第二項又は第五項」を「第三十一條の二第二項」に改める部分に限る。)、並びに附則第三十四條の二の二の改正規定 平成二十年四月一日

五 目次の改正規定、第九條の三の次に一條を加える改正規定、第十條の三第一項、第十一條の三、第十一條の五、第十三條の二第一項、第十四條の九第二項第二号、第十六條の

四第十二項、第十七條の二第一項、第十九條の九第二項第三号、第二十條の九の三第五項、第二十三條第一項第四号及び第二十四條の改正規定、第二十四條の二を第二十四條の二の二とし、第二十四條の次に一條を加える改正規定、第二十四條の三、第二十四條の四及び第二十五條の改正規定、第二十五條の二第三項の改正規定(「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。)、第五十二條第二項第一号の改正規定、第五十三條第一項の改正規定(「第四十四項」を「第四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、第五十五條第五項及び第六十二條第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第一條の七及び第七十二條の改正規定、第七十二條の二の改正規定(同条第一項第一号口の改正規定(「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分に限る。))及び同条第九項第四号の改正規定を除く。)、第七十二條の二の二を第七十二條の二の三とし、第七十二條の二の次に一條を加える改正規定、第七十二條の三、第七十二條の五第一項第五号、第七十二條の十二及び第七十二條の十三の見出しの改正規定、同条第二十六項から第三十一項ま

でを削る改正規定、第七十二條の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二條の二十四、第七十二條の二十四の二、第七十二條の二十四の四、第七十二條の二十四の六から第七十二條の二十四の八まで、第七十二條の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二條の二十五、第七十二條の二十六、第七十二條の二十八、第七十二條の二十九第一項及び第二項、第七十二條の三十一第二項、第七十二條の三十三第三項、第七十二條の三十三の二、第七十二條の三十四、第七十二條の三十七第一項、第七十二條の三十八第一項、第七十二條の三十九、第七十二條の四十一、第七十二條の四十二、第七十二條の四十八、第七十二條の四十九の三第一項、第七十二條の四十九の八第一項、第七十二條の五十第一項、第二章第二節第五款の款名、第七十二條の七十一、第七十二條の七十二、第七十二條の七十八第一項並びに第七十二條の八十の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第七十三條の七第四号及び第五号、第二百九十二條第一項第四号並びに第二百九十四條の改正規定、第二百九十四條の二を第二百九十四條の二の二とし、第二百九十四條の次に一條を加える改正規定、第二百九十四條の三、第二百九十四條の四、第二百九十六條、第三百一十二條第三項第一号及び第三百二十一條の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十

四項、第三百一十一條の十一第五項、第三章第一節第七款の款名、第三百三十五條、第三百四十三條第八項並びに第六百九十九條の四第二項の改正規定並びに第七百三十四條第三項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四項」に改める部分を除く。))並びに附則第三條の二の二の次に一條を加える改正規定、附則第五條及び第八條の四の改正規定、附則第九條第十項の改正規定(「第七十二條の十二第三号」を「第七十二條の十二第二号」に改める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、附則第九條の二の改正規定(同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定(「附則第九條の二」に改める部分に限る。))及び同項を同条とする改正規定を除く。))並びに附則第九條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第十二條及び第十五條から第十七條までの規定 信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日

六 第二十五條の二第三項の改正規定(「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。)、第七十一條の五十一第一項の改正規定、第七十二條の二第一項第一号口の改正規定(「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分に限る。))及び第七十二條の五第一項第七号の改正規定(「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める部分に限る。))並びに附則第九條第三項の改正規定、附則第十一條第十七項の改正規定(「第四條」を「第三條」に、「第二十五條第一項又は第四十九條の四第一項」を「第四條第一項又は第四十九條第一項」に改める部分に限る。)、同条第十八項の改正規定(「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分に限る。))並びに附則第三十五條の二の二第一項、第三十五條の二の四第二項及び第三十五條の三第八項第二号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

七 第七十二條の五第一項第七号の改正規定

（商品先物取引協会」の下に「貸金業協会」を加える部分に限る。） 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日

八 附則第十條第九項の改正規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第百一十号）の施行の日

九 附則第十一條に二項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百一十号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第九條第十三項の規定を除く。）中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。）以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算

期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
2 この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二條の二第九項第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
3 施行日前に行われた旧法第七十二條の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。
4 施行日から信託法の施行の日の前日までの間における新法第七十二條の四十九の十三第一項第四号の規定の適用については、同号中「第七十二條の二第十項第五号」とあるのは、「第七十二條の二第九項第五号」とする。
5 旧法附則第九條の二第二項に規定する沖縄電力株式会社が行う電気供給業に対して課する平成十九年五月十四日以前に終了する事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第七十三條の二第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
第五条 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十二條第五項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。
（固定資産税に関する経過措置）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
3 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された、又は増設された旧法附則第十五條第二項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
4 平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
6 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十一年十一月二十五日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十三項に規定する施設に対して課する

固定資産税については、なお従前の例による。
8 平成十三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十七項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新造され、かつ、専ら離島航路事業の用に供された旧法附則第十五條第三十四項に規定する内航船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
10 平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第四十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第五十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
第七條 平成十九年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、鉄軌道用地（新法附則第十七條の三第一項に規定する鉄軌道用地をいう。以下この条において同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十七條の三第一項の規定による価格等の修正又は決定をすることができない場合には、当該鉄軌道用地について既に決定された価格又は施行日の前日において適用されていた旧法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準（当該鉄軌道用地が旧法附則第十七條の二第一項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同日において適用されていた旧法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七條の二第二項の修正基準。第三項第一号において同じ。）により算定した価格により仮に算定した当該鉄軌道用地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条

日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。
（固定資産税に関する経過措置）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
3 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された、又は増設された旧法附則第十五條第二項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
4 平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
6 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十一年十一月二十五日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十三項に規定する施設に対して課する

において「仮算定税額」という。を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該鉄軌道用地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該鉄軌道用地に係る平成十九年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該鉄軌道用地に係る同年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、鉄軌道用地については既に決定された価格又は施行日の前日において適用されていた旧法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により算定した価格により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 市町村長は、第一項の規定により固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する新法第三百六十四条第三項の課税明細書には、当該課税明細書に記載された土地のうちいずれの土地が第一項の規定により徴収する固定資産税に係る鉄軌道用地であるかを記載し、又は記載した文書を添付しなければならない。

5 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該鉄軌道用地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（信用協同組合等に係る固定資産税又は都市計画税に関する経過措置）

第八条 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法昭和二十四年法律第八十一号第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう）、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会（以下この項から第三項までにおいて「信用協同組合等」という。）のうち施行日において事業規模が大きいものとして政令で定めるものの当該政令で定める信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等及び当該合併により設立される信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等を含む。次項及び第三項において「特定信用協同組合等」という。が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫（第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する平成十九年度分及び平成二十年

度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の三第三十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成十九年度にあつては六十分の五十三を、平成二十年年度にあつては六十分の五十六

を、それぞれ乗じて得た額とする。

2 特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する平成十九年度から平成二十二年まで各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の三第三十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成十九年度にあつては六十分の五十二を、平成二十年年度にあつては六十分の五十四を、平成二十一年度にあつては六十分の五十六を、平成二十二年年度にあつては六十分の五十八を、それぞれ乗じて得た額とする。

3 特定信用協同組合等が平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で当該特定信用協同組合等が所有し、かつ、使用するもののうち、当該取得の日

の属する年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日の属する年の前年の一月一日）において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用していたものに対して課する平成二十年年度から平成二十二年年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の三第三十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成二十年年度にあつては六十

分の五十四を、平成二十一年度にあつては六十分の五十六を、平成二十二年年度にあつては六十分の五十八を、それぞれ乗じて得た額とする。

4 市町村長は、新法第三百六十四条第四項の規定にかかわらず、前三項の規定の適用を受ける家屋については、同条第三項各号に定める事項のほか、前三項の規定により固定資産税の課税標準とされる額を同条第三項に規定する課税明細書に記載しなければならない。

5 市町村長は、新法第三百八十一条第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用を受ける固定資産については、これらの規定により固定資産税の課税標準とされる額を固定資産課税台帳に登録しなければなら

ない。

（狩猟税に関する経過措置）

第九条 新法第七百条の五十二第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十九年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十九年前の年分の個人の事業及び平成十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十二条の七第一項に規定する事業（平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十九年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託

5 新法第二十四条の三第一項及び第二百九十四

債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

るための杜債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一

部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 中地方税法第三百四十九条の三に一項を加える改正規定を次のように改める。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

38 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、直接独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一十号)第十三条に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第四十一条 中地方税法第五百八十六条第二項第五号の六の改正規定を削り、同法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

第七百一条の三十四第三項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの

第四十一条のうち、地方税法第七百二条第二項の改正規定中「第三十七項又は第三十八項」を「第三十六項又は第三十七項」に、「第三十七項から第三十九項まで」を「第三十六項から第三十八項まで」に改め、同法附則第十五条に一項を

加える改正規定を次のように改める。

附則第十五条に次の一項を加える。

57 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社が第三号に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社が第四号第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第四十一条に次の改正規定を加える。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表「及び第三十七項」を、「第三十七項及び第三十八項」に、「及び第五十五項」を、「第五十五項及び第五十七項」に改める。

第四十五条中総務省設置法附則第二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第二条第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

四 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること。

附則第八十三条第三項を削る。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「要する経費」の下に「のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)」を加え、同項の表を次のように改める。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
一 警察費	警察職員数	1 道路橋りよう費	道路の面積
		2 河川費	道路の延長
		3 港湾費	河川の延長
		4 港湾における係留施設の延長	港湾における係留施設の延長
		5 漁港における係留施設の延長	漁港における係留施設の延長
二 土木費	人口	1 道路橋りよう費	人口
		2 河川費	人口
		3 港湾費	人口
		4 港湾における係留施設の延長	人口
		5 漁港における係留施設の延長	人口
三 教育費	人口	1 小学校費	人口
		2 中学校費	人口
		3 高等学校費	人口
		4 特別支援学校費	人口
		5 その他の教育費	人口
四 人口	人口	1 小学校費	人口
		2 中学校費	人口
		3 高等学校費	人口
		4 特別支援学校費	人口
		5 その他の教育費	人口
五 人口	人口	1 小学校費	人口
		2 中学校費	人口
		3 高等学校費	人口
		4 特別支援学校費	人口
		5 その他の教育費	人口

四 厚生労働費		
1	生活保護費	町村部人口
2	社会福祉費	人口
3	衛生費	人口
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口 七十五歳以上人口
5	労働費	人口
五 産業経済費		
1	農業行政費	農家数
2	林野行政費	公有以外の林野の面積 公有林野の面積
3	水産行政費	水産業者数
4	商工行政費	人口
六 総務費		
1	徴税費	世帯数
2	恩給費	恩給受給権者数
3	地域振興費	人口
7	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行にいて同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。)
八 補正予算償還費		
八	補正予算償還費	昭和五十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九 地方税減収補てん償還費		
九	地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 地域財政特例対策償還費		
十	地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和六十一年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 臨時財政特例償還費		
十一	臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十一年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

市町村		の額
十二	財源対策償還費	平成六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三	減税補てん償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十四	臨時税収補てん償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五	臨時財政対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
一 消防費		人口
二 土木費		道路の面積 道路の延長
1	道路橋りよう費	港湾における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長
2	港湾費	都市計画区域における人口
3	都市計画費	都市公園の面積
4	公園費	人口
5	下水道費	人口
6	その他の土木費	人口
三 教育費		児童数
1	小学校費	学級数
2	中学校費	学級数
3	高等学校費	生徒数 学級数 学校数 教職員数

十 地方税減収補てん 償還費	九 補正予算償還費	八 辺地対策事業償還費	七 災害復旧費	六 総務費	五 産業経済費	四 厚生費	4 その他の教育費
地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	昭和五十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	世帯数 戸籍数 世帯数 人口	農家数 林業及び水産業の従業者数 人口	生徒数 幼稚園の幼児数 市部人口 人口 人口 人口 六十五歳以上人口 七十五歳以上人口 人口	人口

十一 地域財政特例対 策償還費	十二 臨時財政特例償 還費	十三 財源対策償還 費	十四 減税補てん償 還費	十五 臨時税収補てん 償還費	十六 臨時財政対策償 還費
地域財政特例対策のため昭和六十一年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

九 漁港 におけ る係留 施設の 延長	第十二条第二項の表中第七号を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号を削り、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。 一 人口 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	二 面積 国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積
メートル	人	平方キロメートル

第十二条第四項中「因つて前項を」を「よつて前二項に」、「同項を」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「別表を」を「別表第一」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。 第十二条第二項中「前項を」を「前二項」に改め、同項の表第三十二号を削り、同表第三十一号を同表第三十二号とし、同表第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号の次に次の一号を加える。 十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十五号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二十六号とし、同表第二十四号を同表第二十五号とし、同表第二十三号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二十四号とし、同表第二十二号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二十三号とし、同表第二十一号を同表第二十二号とし、同表第十九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号の次に次の一号を加える。

第十二条第二項の表第三十五号を削り、同表第三十六号を同表第三十五号とし、同表第三十七号中、「水産業及び鉱業」を「及び水産業」に改め、同号を第三十六号とし、同表第三十八号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十一号を削り、同表第四十二号を同表第四十号とし、同表第四十三号を同表第四十一号とし、同表第四十四号中「昭和五十年」を「昭和五十一年度」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第四十五号中「の各年度、平成十六年度及び平成十七年度」を「及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」に、「を許可された」を「について同意又は許可を得た」に、「同年度」を「当該各年度」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十六号中「昭和六十年」を「昭和六十一年度」に、「平成十七年度までの各年度において特別に発行を許可された」を「平成十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た」に改め、同号を同表第四十四号とし、同表第四十七号中「昭和六十年」を「昭和六十一年度」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十八号を同表第四十六号とし、同表第四十九号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「を許可された」を「について同意又は許可を得た」に改め、同号を同表第四十七

号とし、同表第五十号中「の各年度及び平成十年度」を「及び平成十年度」に、「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）（第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律）」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第五十一号を同表第四十九号とし、同表第五十二号中「平成十七年度まで」を「平成十八年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度及び平成十七年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三号）（第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度）に改め、同号を同表第五十号とし、同項を同表第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

第十三条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「測定単位の数値を「前条第一項の測定単位の数値」に、「第十項を「第十一項」に改め、同項の表を次のように改める。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
	一 警察費	警察職員数	段階補正、態容補正及び寒冷補正	
	二 土木費			
	1 道路橋りょう費	道路の面積	密度補正、態容補正及び寒冷補正	
	2 河川費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正	
	3 港湾費	河川の延長	種別補正及び態容補正	
		港湾における係留施設の延長	種別補正	
		港湾における外郭施設の延長	態容補正	

4 費	その他の土木	漁港における外郭施設の延長	態容補正
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	段階補正及び密度補正	
2 中学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
3 高等学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
4 特別支援学校費	生徒数	態容補正	
5 その他の教育費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
	学級数	密度補正	
	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正	
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	密度補正及び寒冷補正	
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
3 衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
5 労働費	人口	段階補正	
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	段階補正、密度補正及び態容補正	
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正及び態容補正	
3 水産行政費	水産業者数	段階補正	
4 商工行政費	人口	段階補正及び態容補正	
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	段階補正及び態容補正	
2 地域振興費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	

			七 災害復旧費	八 補正予算償還費	九 地方税減収補てん償還費	十 地域財政特例対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	十二 財源対策償還費
			災害復旧事業費の財源に充てたるため、又は許可を得た地方債に係る元利償還金	昭和五十一年度から平成十一年度までの各年度において、国の補正予算等に充てたるため、又は許可を得た地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十四年度までの各年度において、国の補正予算等に充てたるため、又は許可を得た地方債に係る元利償還金	平成十一年度から平成十六年度までの各年度において、国の補正予算等に充てたるため、又は許可を得た地方債に係る元利償還金	臨時財政特例対策の年度から平成二十二年までの各年度において、特別に発行を許可された地方債の額	平成十六年度から平成十八年度までの各年度において、特別に発行を許可された地方債の額
			種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正
			十三 減税補てん償還費	十四 臨時税収補てん償還費	十五 臨時財政対策償還費	一 消防費	二 土木費	三 道路橋りょう費
			個人の道府県民税に由来する特別減税等から平成十六年度までの各年度にわたる減収を補てんすることとされた地方債の額	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすこととされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十八年度までの各年度において、特別に起こすこととされた地方債の額	人口	道路の面積	道路の延長
			種別補正	種別補正	種別補正	段階補正、密度補正及び態容補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正
			四 公園費	三 都市計画費	二 港湾費	一 漁港の延長	二 漁港の延長	三 漁港の延長
			人口	都市計画区域における人口	漁港における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	港湾における係留施設の延長
			態容補正	態容補正	態容補正	態容補正	態容補正及び寒冷補正	態容補正及び寒冷補正

5	下水道費	人口	密度補正及び態容補正
6	その他の土木費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
三	教育費		
1	小学校費	児童数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
		学級数	態容補正及び寒冷補正
		学校数	態容補正及び寒冷補正
2	中学校費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
		学級数	態容補正及び寒冷補正
		学校数	態容補正及び寒冷補正
3	高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
4	その他の教育費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
		幼稚園の幼児数	態容補正及び寒冷補正
四	厚生費		
1	生活保護費	市部人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2	社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
3	保健衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5	清掃費	人口	密度補正及び態容補正
五	産業経済費		
1	農業行政費	農家数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
3	商工行政費	人口	段階補正及び態容補正
六	総務費		
1	徴税費	世帯数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
七	災害復旧費	面積	災害復旧事業費の発行に充てるとして、又は許可を得た地方債に係る元利償還金
八	補正予算償還費	種別補正	昭和五十一年度から平成十一年度までの各年度において、国の補正予算等に充てられた地方債に係る元利償還金
九	地方税減収補てん償還費	種別補正	地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成十六年度までの各年度において、特別に同意を得た地方債の額
十	地域財政特例対策償還費	種別補正	地域財政特例対策のため昭和六十一年度から平成五十九年度までの各年度において、特別に発行を許可された地方債の額
十一	臨時財政特例償還費	種別補正	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年までの各年度

において特別に発行を許可された地方債の額

十二 財源対策債償還費

平成六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

十三 減税補てん償還費

個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十八年度までの各年度の減税を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができる地方債の額

十四 臨時税収補てん償還費

臨時税収補てんのため平成九年度に起こすことができる地方債の額

十五 臨時財政対策債償還費の額

臨時財政対策のため平成十三年から平成十八年度までの各年度において特別に起こすことができる地方債の額

種別補正

種別補正

種別補正

種別補正

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

附則第四条の見出し中「平成十八年度分」を「平成十九年度分」に改め、同条第一項中「平成

「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「前三号に掲げる」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第五項から第七項までの規定に基づき平成十九年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に

加算することとされている額の合算額に相当するに、「三十三兆六千四百一十一億七千四百八十八千円」を「三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「附則第六十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）第十三条第一項の規定による」を「第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の」に、「附則第五条第一項」を「附則第四条第一項」に、「六千七百七十三億円」を「五千六百六十一億円」に改め、

同号を同項第四号とし、同条第二項中「平成十八年度分として」を「平成十九年度分として」に、「附則第四条の二第九項」を「附則第四条の二第十項」に、「平成十八年度分の」を「同年度分の」に改める。

附則第四条の二の前の見出しを削る。

附則第四条の二に見出しとして「（平成二十年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）」を付し、同条第一項中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十年度	二千億円
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年	八百六十六億円
平成二十三年	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

3 平成二十年度から平成三十四年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十四年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十年度	四千七百四十四億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千二百五十四億円
平成二十二年	八千六百十六億円
平成二十三年	七千六百九十二億円
平成二十四年度	七千二百三十三億円

平成二十五年年度	五千五百八十一億円
平成二十六年年度	四千九百十九億円
平成二十七年年度	四千三百二十七億円
平成二十八年年度	三千六百八十九億円
平成二十九年年度	三千百七十三億円
平成三十年年度	二千六百二十九億円
平成三十一年度	二千百三十六億円
平成三十二年年度	千六百二十三億円
平成三十三年年度	千八十八億円
平成三十四年度	五百四十九億円

附則第四条の二第四項から第九項までを削り、同条第十項中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「二千六百九十二億七千五百六十二万二千円」を「二千二百億七千五百六十二万二千円」に、「七百九十三億百八十九万七千円」を「五百九十五億百八十九万七千円」に、「から平成二十一年度までの各年度」を「及び平成二十一年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十一項を同条第五項とする。

附則第四条の三を次のように改める。

（平成二十年度及び平成二十一年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 平成二十年度及び平成二十一年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可するものの子定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額

として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五号の上欄に掲げる地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ることに伴い当該各年度において必要となる額

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第一項に規定する特別交付金の当該各年度の総額

附則第五条第一項の表第五号及び同条第二項の表第五号中「を許可された」を「について同意又は許可を得た」に改める。

附則第六条の二を削る。

附則第六条の三の見出しを「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例」に改め、同条第一項中「平成十八年度分」を「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度分」に、「第十一条」を「平成十九年度にあつては第十一条」に改め、「控除した額」の下に「とし、平成二十年度及び平成二十一年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を加え、同項の

表中「二、四〇〇」を「一、一七三」に、「九、一〇八」を「八、一二六」に改め、同条を附則第六条の二とする。
附則第九条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。
附則第九条の二中「平成十三年度から平成十八年度まで」を「平成十九年度から平成二十二年まで」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三

項に、「第十三条」を「並びに第十三条」に改め、「並びに附則第六条の三第二項の算定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに算定単位の数値の補正」を削る。
附則第十一条を削る。
別表を次のように改める。
別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	九、〇〇一、〇〇〇	
二 土木費				
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一六一、〇〇〇	
2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	二、四三四、〇〇〇	
3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	一五一、〇〇〇	
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三三、四〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、二九〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、九〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、二一〇	
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、六七〇	
三 教育費				
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、四九三、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、五一三、〇〇〇	
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、三二〇、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	六五、九〇〇	
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、四一三、〇〇〇	

5	その他の教育費	学級数 人口	一学級につき 一人につき	二、三九四、〇〇〇 一、九三〇
4	厚生労働費	高等専門学校及び大学の学生の数 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 一人につき	二五六、〇〇〇 二四一、六〇〇
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	六、六〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	八、八五〇
3	衛生費	人口	一人につき	一一、四〇〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口 七十五歳以上人口	一人につき 一人につき	四六、〇〇〇 六六、一〇〇
5	労働費	人口	一人につき	五六五
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一一二、〇〇〇
2	林野行政費	公有以外の林野の面積 公有林野の面積	一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき	四、六五〇 一一、三〇〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
4	商工行政費	人口	一人につき	二、一一〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	七、八〇〇
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二三五、〇〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	六二九
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八	補正予算償還費	昭和五十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に	千円につき	八〇〇
九	地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成六十一年度までの各年度において特別に発行又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四
十	地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和六十一年度から平成五十一年度までの各年度において特別に発行又は許可を得た地方債の額	千円につき	三八
十一	臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十一年度から平成六十一年度までの各年度において特別に発行又は許可を得た地方債の額	千円につき	八七
十二	財源対策償還費	平成六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行又は許可を得た地方債の額	千円につき	六五
十三	減税補てん償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十八年度までの各年度の減	千円につき	七三
		係る事業費の財源に充てるため発行又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	五六

市町村		市町村	
一 消防費	人口	十四 臨時税収補てん償還費	千円につき
二 土木費	人口	十五 臨時財政対策債償還費	千円につき
1 道路橋りよう費	道路の面積		七
2 港湾費	道路の延長		
	港湾における係留施設の延長		
	港湾における外郭施設の延長		
	漁港における係留施設の延長		
	漁港における外郭施設の延長		
3 都市計画費	都市計画区域における人口		
4 公園費	人口		
5 下水道費	都市公園の面積		
6 その他の土木費	人口		
三 教育費	人口		

1 小学校費	児童数	一人につき	四〇、八〇〇
2 中学校費	学級数	一学級につき	八五三、〇〇〇
	学校数	一校につき	八、三八五、〇〇〇
	生徒数	一人につき	三七、〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	一、〇六八、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、〇四二、〇〇〇
	教職員数	一人につき	七、三七一、〇〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	七五、〇〇〇
	人口	一人につき	五、六〇〇
四 厚生費	幼稚園の幼児数	一人につき	三四八、〇〇〇
1 生活保護費	市部人口	一人につき	六、五八〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一四、八〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	四、一六〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七一、二〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	六六、一〇〇
5 清掃費	人口	一人につき	五、八八〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八六、〇〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二五三、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	一、二三〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、三八〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六一〇
3 地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、五五〇
	人口	一人につき	一、八五〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、一〇七、〇〇〇

七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	昭和五十一年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行に許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補てん償還費	平成十一年度から平成十四年度までの各年度において平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五七
十一 地域財政特例対策債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成六十年までの各年度において特別に同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年から平成十二年までの各年度において特別に発行に許可された地方債の額	千円につき	八七

別表第一の次に次の一表を加える。
別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	地方団体の種類	測定単位	単位	費用	十三 財源対策債償還費	十四 減税補てん債償還費	十五 臨時税収補てん償還費	十六 臨時財政対策債償還費
						平成十六年度から平成十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行に同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成八年度から平成十年度までの各年度の減収を補てんするたため当該各年度において特別に起こすことができる地方債の額	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができる地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成十八年度までの各年度において特別に起こすことができる地方債の額
人口	面積	人口	面積	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
面積	人口	面積	人口	一人につき	一平方キロメートルにつき	六五	九五	八八	七一
二、三五七、〇〇〇	一、一四、〇〇〇	一、一四、〇〇〇	一、一四、〇〇〇	円	円				

(特別会計に関する法律の一部改正)
第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「五十二兆二千八百二十億五千三百九十八万七千円から次の表の年度の欄を」平成十九年度にあつては三十三兆三百三億九千五百四十万八千円(以下この項において

「平成十九年度分の借入金限度額」という。)を、平成二十年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十九年度分の借入金限度額から次の表の上欄に、「同表の控除額の欄に」を「同表の下欄に」に改め、「(同表の控除額の欄の第一欄から第四欄までに定める金額の合算額をいう。)」を削り、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成二十年度	六千四百五十六億円
平成二十一年度	七千二百一億円
平成二十二年	七千八百十二億円
平成二十三年	八千五百九十三億円
平成二十四年	九千四百五十三億円
平成二十五年	一兆三百九十八億円
平成二十六年	一兆四千四百三十八億円
平成二十七年	一兆二千五百八十二億円
平成二十八年	一兆三千八百四十億円
平成二十九年	一兆五千二百二十四億円
平成三十年	一兆六千七百四十六億円
平成三十一年	一兆八千四百二十一億円
平成三十二年	二兆二百六十三億円
平成三十三年	二兆二千二百八十九億円
平成三十四年	二兆四千五百十八億円
平成三十五年	二兆六千九百七十億円
平成三十六年	二兆九千六百六十七億円
平成三十七年	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

附則第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる

額の合算額を加算した額とし、平成二十五年
度から平成三十四年度までの各年度にあつて
は同条の規定により算定した額に第二号に掲
げる額を加算した額とする。
一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应予
る同表の下欄に定める地方交付税法附則第
四条の二第二項の規定により各年度分の交
付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十年度	二千億円
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年	八百六十六億円
平成二十三年	八百六十七億円
平成二十四年	八百六十七億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十年度	四千七百四十四億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千二百五十四億円
平成二十二年	八千六百九十二億円
平成二十三年	七千六百九十三億円
平成二十四年	七千二百三十三億円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	四千九百九十九億円
平成二十七年	四千三百二十七億円
平成二十八年	三千六百八十九億円
平成二十九年	三千七百七十三億円
平成三十年	二千六百二十九億円
平成三十一年	二千三百三十六億円
平成三十二年	千六百二十三億円
平成三十三年	千八十八億円
平成三十四年	五百四十九億円

附則第二百一十六条第五項を削る。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成十六年度から平成十八年度まで」を「平成十九年度から平成二十一年度まで」に、「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

第三十三条の八の次に次の一条を加える。

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)
第三十三条の九 政府は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に、地方公共団体から

平成四年五月三十一日までに当該地方公共団
体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金
(資金運用部資金法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定に
よる改正前の資金運用部資金法(昭和二十六
年法律第九号)第六条第一項に規定する資金
運用部資金をいう。以下この項において同
じ。)又は平成五年八月三十一日までに当該地
方公共団体に対して貸し付けられた公営企業
金融公庫の資金のうち年利五パーセント以上
のものについて繰上償還を行おうとする旨の
申出があつた場合において、当該地方公共団
体から行政の簡素化及び効率化に関し政令で

定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該繰上償還に係る資金が旧資金運用部資金であるときは当該繰上償還に資するものとし、当該繰上償還に係る資金が公営企業金融公庫の資金であるときは公営企業金融公庫に対して繰上償還に資するよう要請するものとする。

2 前項の場合において、政府は、繰上償還に資するため必要な金銭として繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

3 前項の規定は、公営企業金融公庫が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に資する場合について準用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童手当法等改正法」を「平成十八年児童手当法等改正法」に、「の施行」を「及び児童手当法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。)の施行」に改める。

第三条第一項中「児童手当法等改正法」を「平成十八年児童手当法等改正法」に改め、「予算で定める額」の下に「平成十九年度にあつては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額(第三項及び第五項において「地方特例交付金加算総額」という。)を加えた額」を加え、同条第三項中「児童手当法等改正法」を「平成十八年児童手当法等改正法」に、「第五項」を以下この項及び第五項に改め、「あん分した額」の下に「平成

十九年度にあつては、都道府県交付金総額から地方特例交付金加算総額の二分の一に相当する額(以下この項において「都道府県交付金加算総額」という。)を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数をあん分した額に、都道府県交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数(三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引き上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数)をいう。

第五項において同じ。)であん分した額を加えた額」を加え、同条第五項中「あん分した額」の下に「平成十九年度にあつては、市町村交付金総額から地方特例交付金加算総額の二分の一に相当する額(以下この項において「市町村交付金加算総額」という。)を控除した額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数をあん分した額に、市町村交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額を加えた額」を加える。

第四条第一項中「第三条第三項」を「前条第三項」に改める。

附則第四条第一項中「及び平成二十年度」を「から平成二十一年度までの各年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、二千億円とする。

附則第四条第七項中「次項第二号」を「第九項第二号」に改め、「平成十八年度における旧特例交付金法第五項第二項に規定する基礎率を乗じて得た額」を削り、「千分の五・二六」を「千分の五・二六」に改め、「(都にあつては、同号に掲げる額)を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「の四分の三に相当する額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する各都道府県の平成十九年度減収見込額は、当該都道府県が不交付見込都道府県(地方交付税法第十條第一項の規定による普通交付税の交付を受けないこととなる見込まれる都道府県)として政令で定める都道府県をいう。)である年度においては、前項の規定により算定した額に同項第三号に掲げる額に千分の五・二六を乗じて得た額を加算した額とする。

附則第五条(見出しを含む。)、附則第六条(見出しを含む。)、附則第七条及び附則第八条(見出しを含む。中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十條の四第一項中「平成十八年度における第百十三條第二項第五号」を「平成十九年度における第百十三條第二項第五号」に、「平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十八年法律第十一号)第七條第一項」を「平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第五條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用し、平成十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成十九年度分の予算から適用する。

(交付税及び譲与税配付金勘定の借入金的一般会計への帰属等)

第四条 平成十九年四月一日における交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定における財政融資資金からの借入金のうち十八兆六千六百四十七億五千八百五十七万九千円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属させることとし、一般会計は、当該借入金を三十年以内に償還するものとする。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 平成二十年度及び平成二十一年度に限り、第三条の規定による改正後の地方財政法第三十三條の九の規定は、旧簡易生命保険資金(旧簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第七條第一項に規定する積立金をいう。))について準用する。この場合において、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」若しくは旧簡易生命保険資金(旧簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第七條第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。))と、「公営企業金融公庫の資金であるときは公営企業金融公庫」とあるのは「旧簡易生命保険資金又は公営企業金融公庫の資金であるときはは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(第三項において「機構」という。))又は公営企業金融公庫」と、同条第三項中「公営企業金融公庫」とあるのは「機構又は公営企業金融公庫」と読み替えるものとする。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度分までの地方特例交付金につ

いては、なお従前の例による。

2 平成十九年四月において交付する各地方公共団体の新特例交付金法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額は、同条第十項において準用する新特例交付金法第五条第一項の規定にかかわらず、新特例交付金法附則第四条第二項から第七項まで及び第九項の規定により算定した各地方公共団体の特別交付金の額の二分の一に相当する額とする。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の項中「第十二条第二項の」を「第十二条第三項の」に、「特殊教育諸学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十三条第四項の表地方交付税法の項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「特殊教育諸学校」を「及び特別支援学校」に改める。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するため個別算定経費以外の経費を簡素な基準により算定することとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置の創設及び児童手当の拡充に伴う地方特例交付金の拡充を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。